

「鳥取県教育審議会『夜間中学等調査研究部会』まとめ」及び今後の対応方針について

令和2年3月20日
小中学校課

鳥取県教育審議会「夜間中学等調査研究部会」における調査研究の結果、示された3つの方向性を踏まえ、県教育委員会としての今後の対応方針案について、御意見を伺うもの。

＜夜間中学等調査研究部会で出された方向性＞

①公立夜間中学を設置 ②私立夜間中学を設置 ③夜間中学設置以外での学びを充実

※いずれの場合でも「学びを必要とする全ての方への学びを保障するために取り組む」ということが部会としての意向

【対応方針（案）】

当面上記③に係る対応策を充実しながら、上記①について検討を進める。

1. 夜間中学等設置に係る本県のニーズ状況と課題

○平成30年度実施ニーズ調査結果について

- ・夜間中学に「通ってみたい」「通わせてみたい」と回答した者は計24名（重複回答の可能性あり）であったが、不登校となっている学齢期の生徒（21名）と、不登校等様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者（以下入学希望既卒者）（3名）がほとんどであった。
- ・学び直しのニーズのある対象者は県内に散在している。（東部5名 中部10名 西部9名）

○課題について

- ・本県の交通事情を勘案すると、県内各地に散在する入学希望者全てが一か所の学校へ継続的に通うことは困難である。
- ・不登校となっている学齢期の生徒や入学希望既卒者の通学事情や安全性を勘案すると、昼間の開設が望ましいが、一方、昼間に就労している者は通えない。
- ・学齢期の生徒を対象とせず、就労している者が通えるよう夜間に開設すると、終業時間後の公共交通機関の利用が困難である。
- ・学齢期の生徒を入学対象としない場合、実際の入学者がかなり少なくなることが考えられる。
- ・校舎について、現在使用していない校舎は、利便性が悪いところが多く、既に別の形で利用されている。
- ・夜間に定時制を開設している県立高等学校には空いている教室がない。

2. 対象者への学びの保障（支援策）について

（1）対象者別の現在行われている支援策及び関連事業

①義務教育未修了者

- ・現在は入学希望者がほとんど捉えられていないが、今後のニーズ次第で識字学級等の充実を検討。

②外国籍の者

- ・現在は入学希望者がわずかであるが、現在は県内3箇所国際交流財団による無料の日本語講座が開催されている。
- ・自治体が主体となって、日本語教室を開催しているところがある。
- ・日本語指導が必要な児童生徒への支援について、現在は各市町村が支援員等を配置している。

③入学希望既卒者

- ・県内3箇所に県が設置している教育支援センター（ハートフルスペース）で支援されている。

[不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業：いじめ・不登校総合対策センター]

- ・通信制高等学校での受入

県立では、鳥取緑風高等学校と米子白鳳高等学校に、私立では湯梨浜学園高等学校に通信制課程が設置されている。あすなる高等専修学校、中央高等学園専修学校及び若葉学習会専修学校は広域性通信制のクラーク記念国際高等学校または星槎高等学校と連携し、様々な状況の生徒が学んでいる。

④不登校となっている学齢期の者

- ・学校内フリースクールの設置（R2年度3校）

- ・各自治体が設置している教育支援センターで支援されている。

- ・不登校の子どもたちの学習支援や居場所を提供するフリースクールで支援されている。

[フリースクール連携推進事業：子育て・人財局 総合教育推進課]

- ・ICTを活用した自宅学習支援により、学力補充及び学校や社会への復帰の後押しが行われている。

[不登校児童生徒への自宅学習支援事業：いじめ・不登校総合対策センター]

- ・中学校へのスクールカウンセラー配置、教職員研修開催により、不登校の未然防止や不登校状態の児童生徒の学校復帰も含めた社会的自立を目指した取組が行われている。

[不登校対策事業：いじめ・不登校総合対策センター]

(2) 年齢を問わず、不登校（傾向）、引きこもりへの支援

- ・ICTを活用した自宅学習支援により、学力補充及び学校や社会への復帰の後押しが行われている。

[不登校児童生徒への自宅学習支援事業：いじめ・不登校総合対策センター]

- ・社会教育施設の活用

公民館等の社会教育施設と連携して、当該施設で実施される講座等を広く紹介して参加を呼びかけ、地域や社会とのつながりをつくるきっかけとしたり、図書館を学びの場とするとともに、居場所として活用する。

3. 公立夜間中学設置の検討について

現在、市町村に設置の意向がないことや、対象者を全県に広げられることを勘案すると、県立での設置が考えられる。現段階では、下記のような形が考えられる。

○設置形態：令和2年度以降検討される県立高等学校の在り方の中で、定時制・通信制の高等学校と一体となった夜間中学対象者の受入を検討する。

○主な対象者：不登校となっている学齢期の生徒、不登校経験のある既卒者

○設置場所：利便性のよい市部の中心部が考えられる。東中西いずれか一か所に本校を設置し、ニーズに応じて他の2か所にそれぞれ分校を設置することも考えられる。(例：県立緑風高校に増設、中部地区ハートフルスペースの改修)

○教育課程：夜間中学の教育課程特例の導入や不登校特例校の申請を行うことで、柔軟な教育課程を編成することが可能になる。学齢期の生徒が登校することを勘案すると昼間の形態も考えられる。

※実際の入学者の数や、入学希望者のニーズを把握する必要があるため、記名による具体的なニーズ調査を行う必要がある。

4. 今後のスケジュール（案）

本協議の内容を踏まえて、事務局内で夜間中学の在り方や、対象者への現段階で実現可能な学びの保障に係る施策の充実について検討するとともに、これらの事柄について市町村教育委員会と意見交換する場を設け、全県一体となった「学びの保障」を推進する。

4月 4市教育委員会との協議

5月以降 設置検討に係る組織の立ち上げ

鳥取県教育審議会
「夜間中学等調査研究部会」
まとめ

令和2年2月

鳥取県教育審議会
「夜間中学等調査研究部会」

目 次

1	調査研究のまとめ	2
2	鳥取県における夜間中学設置の可能性について	3
	(1) 鳥取県で考えられる公立夜間中学の形と課題について	3
	(2) 鳥取県で考えられる私立夜間中学の形と課題について	9
	(3) 夜間中学設置以外での学びの充実について	11
3	調査研究の取組	14
	(1) 調査研究部会の取組の概要について	14
	(2) 夜間中学等調査研究部会の開催結果（概要）について	16
	(3) 先進地視察の概要について	28
	(4) 「学びの機会確保に向けたシンポジウム」の概要について	31
	(5) 「夜間中学等の調査研究に向けた実態把握のためのニーズ調査」 （アンケート付はがき）の結果について	33
	(6) 「夜間中学等の調査研究に向けた実態把握のためのニーズ調査」 （県政参画電子アンケート）の結果について	40
	(7) 「夜間中学等の調査研究に向けた実態把握のための追加のニーズ調査」 （教育支援センターにおける聞き取り及び書面による調査）の結果について	46

【参考資料】

- (1) 夜間中学の概要について
- (2) 「学びの機会確保に向けたシンポジウム」における行政説明資料
- (3) 「夜間中学等の調査研究に向けた実態把握のためのニーズ調査」における調査用紙
- (4) 先進地視察の概要（表）

1 調査研究のまとめ

学びを必要とする人々のために重要な役割を果たしてきた夜間中学について、平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下確保法）が成立し、平成29年3月には文部科学省から「少なくとも各都道府県に一つは夜間中学が設置されるよう、その設置を促進する」との基本指針が策定された。このような状況を踏まえ、本県では、平成30年度に鳥取県教育審議会に「夜間中学等調査研究部会」を設置して、夜間中学設置に当たっての課題やその解消等に関する調査研究を行うこととした。

まず、本県における対象となる方々の実態を幅広く把握するために、平成30年8月から11月にかけて、はがきや電子アンケートでのニーズ調査を行い、平成31年3月には、不登校児童生徒等の意向を把握するため、県内各地の教育支援センターで、児童生徒や保護者を対象とした調査を行った。また平成30年10月には「学びの機会確保に向けたシンポジウム」を県内2箇所で開催し、計128名の参加を得ることができた。

併せて、平成30年度に京都市立洛友中学校、京都市教育委員会及び尼崎市立成良中学校琴城分校、令和元年度には、令和3年に夜間中学の開設を決定した高知県教育委員会と徳島県教育委員会、平成31年4月に新しく開校した川口市立芝西中学校陽春分校への先進地視察を行った。訪問した夜間中学には、「学びたい」という気持ちで机に向かう生徒と、それに応えようと工夫を凝らした教材を準備し、一人一人に丁寧にかかわる教師の姿があった。各教育委員会等との協議においては、それぞれの地域の実態や、夜間中学での学びに係るニーズ、設置に至る経緯、設置主体や設置場所、入学対象者等の具体的な情報を得る事ができた。

以上のような取組を通じて、県内における夜間中学の周知が少しずつ図られ、夜間中学設置に係る情報を収集するとともに、設置主体や費用負担、設置場所、通学方法、教員の確保など、本県で夜間中学を設置する場合の様々な課題が明らかになった。

これらの課題を勘案し、鳥取県で夜間中学を設置する場合の設置場所等について、県立高等学校の空き教室の状況確認や、各市町村教育委員会に設置に係る意向調査等を行った。また、入学対象者や、教育課程や評価の在り方等学校運営の形についても検討し、その中で、民間で夜間中学を設置することで、より柔軟な学校運営が可能になり、多様な背景を持った対象者に対してきめ細かに対応することが可能になるのではないかと、との提案もなされた。さらに、ニーズ調査において少数ではあったが「通ってみたい」と回答した方が県内各地に散在していることや、全ての対象者の多様な学びのニーズを1つの学校で保障することが困難であることに鑑み、夜間中学設置以外での学びの保障についても、現在様々な機関で行われている支援策等を踏まえながら検討したことをもとに、「鳥取県で考えられる公立夜間中学の形とその課題」「鳥取県で考えられる私立夜間中学の形とその課題」及び、「夜間中学設置以外での学びの充実」として整理した。

夜間中学等の設置について、2年間に渡って調査研究を重ねる中で、義務教育の在り方や他者との関わり合いの中で学ぶことの意義、個に応じた学習支援や進路保障の方法、不登校等の未然防止のための就学前の幼児期の教育や校種間を継続した支援の重要さ、不登校児童生徒のための学びの場の選択肢をいかに増やすか等、多岐にわたって議論が及んだ。いずれの場合も、「学びを必要とする全ての方への学びの保障」は常に協議の基軸であり、部会の意向である。様々な背景の中、学びたいという意欲を持つ人々への教育の機会を確保する方法について、今後ニーズが変化していくことも踏まえながら県教委として検討していかれることを期待し、ここに鳥取県教育審議会「夜間中学等調査研究部会」のまとめとして報告する。

2 鳥取県における夜間中学設置の可能性について

(1) 鳥取県で考えられる公立夜間中学の形と課題について

平成28年12月14日に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行され、全ての地方公共団体に、夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他必要な措置を講ずることが義務付けられた。義務教育段階における教育の機会を保障することは地方公共団体の責務であることや、平成30年度に行ったニーズ調査において、少数ではあるが夜間中学に「通ってみたい」、「通わせてみたい」といった回答があったことに鑑み、対象者が県内に散在し、それぞれのニーズが多様であること等、検討すべき課題は多くあるが、夜間中学を設置する場合の「鳥取県で考えられる公立夜間中学の形」をまとめたものである。

※「鳥取県で考えられる公立夜間中学の形」とは、平成30年度から行ってきた調査研究部会での協議結果と、他都府県既設置校及び、設置を決定している自治体の取組事例を参考に、県内に夜間中学が設置される場合に考えられる形を表したものである。

1 設置の主体

中学校であることに鑑みると、基本的には市町村が設置することが望ましいが、希望者(ニーズ)が少なく県内に散在していることや、入学対象者を全県に広げられるということを考えると、県立での設置も考えられる。

市町村が設置する場合、他の市町村に費用負担を求めるならば、全市町村に周知を図るためにも、居住する生徒が夜間中学に通うかどうかに関わらず県内全ての市町村に負担金を求めることも考えられる。

[課題]

- ・市町村教育委員会に設置の意向がない。※令和元年7月に各市町村に意向確認実施。
- ・県内に県立中学校がなく、県立の場合は新設校となる。

※市町村への意向確認について

平成29年度文部科学省の「平成29年度夜間中学等に関する実態調査」の項目に基づいて、夜間中学設置にむけた検討状況、識字学級等の取組、住民からの問い合わせの有無等について令和元年7月に調査を行った。

2 設置場所

平成30年度に実施したニーズ調査で「夜間中学に通ってみたい」と回答した人は県内各地に散在しているが、人口や交通の便を考えると、利便性のよい市部の中心地が候補としてあげられる。

[課題]

- ・ ニーズ調査の結果、対象者が県内に散在しているため、1カ所設置しても通える人が限定的である。
- ・ 現在利用されていない小中学校の校舎の多くは、市部の中心部ではないため利便性に課題がある。
- ・ 定時制を行っている県立高校には夜間中学を設置できるようなスペースがない。

3 対象生徒

(1) 入学対象者

考えられる入学対象者は下記の通り。

○義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者

戦後の混乱期等に義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者。

○入学希望既卒者

不登校等様々な事情により十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者で、中学校で学び直すことを希望する者。

○不登校となっている学齢生徒

不登校児童生徒への支援については、多様な機会を提供することが重要であり、夜間中学で受入れ、支援を行う事ことも可能である。

○外国籍の者

本国や我が国において義務教育を十分に受けることができなかった者。

本調査研究部会で実施したニーズ調査においては、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者と、外国籍の者で、入学を希望する者はほとんどみられなかった。少数ではあるが調査において「通ってみたい」「通わせてみたい」と回答があったのが、不登校となっている学齢生徒と不登校経験のある既卒者であったことを勘案すると、これらの者が主な対象者として考えられるが、学校運営等を具体的に考えるにあたって、学齢期の生徒を対象とするかどうかについて、慎重な検討が必要である。本資料においては、「①学齢期の不登校生徒を入学対象者とする場合」と、「②学齢期の生徒は対象とせず、学齢期を超過した者を入学対象者とする場合」を下記のとおり整理する。

いずれの場合も、その他学び直しを希望する者や、本国において義務教育を修了していない日本の義務教育の学習を希望する外国籍の者についても受け入れることが望ましい。外国籍の者等については、夜間中学は義務教育未修了者が義務教育段階の学習内容全般について学ぶ場であり、日本語習得のみが主目的ではないということを明確に示し、本人の学びのニーズを確認する必要がある。しかし入学後は必要に応じて日本語指導を行う等、適切な支援を行うとともに、日本の生活習慣等についての学びも確保し、社会的に自立していく力を育成することを視野に、個々の事例に応じた柔軟な対応も検討する。

①学齢期の不登校生徒を入学対象者とする場合

学齢期の不登校生徒については、平成30年度実施したニーズ調査において少数ではあるが「通ってみたい」「通わせてみたい」と回答があった。また、私立中学校等の公立中学校以外の学びの場が少ない鳥取県においては、夜間中学は学びの場を保障する選択肢の1つになる。

学齢期であることから、本来は在住する市町村立の学校に通うことが原則であるが、他の市町村からの受入も可能とすることが考えられる。このため、入学もしくは転入・編入の時点で、本人や保護者、在籍学校長と設置者及び夜間中学校長が面談を行い、決定するのが望ましい。

また、設置者が県あるいは市町村のいずれの場合においても、それぞれの教育委員会が果たす役割を明確にし、転入や、一旦夜間中学に転入した後に元の学校に戻るものの可否等、ルールを設けることが必要であり、在籍学校や市町村教育委員会との綿密な協議と慎重な判断が必要である。

なお、教育課程については、不登校特例校の申請を行い、柔軟な教育課程を組んでいくことが望ましい。

また、学齢期の生徒が登校することを勘案すると、安全性の面から、昼間の形態が望ましい。例えば以下のような時間割が考えられる。

(例) 短学活	10:00~10:10
1校時	10:10~10:50
2校時	10:55~11:35
3校時	11:40~12:20
	(休憩・食事 40分)
4校時	13:00~13:40
短学活	13:40~13:50

[課題]

- ・生徒の登下校における安全性や利便性を勘案すると、昼間の形態が考えられるが、そうすると、昼間に就労する生徒は通えない。
(設置形態・校舎について)
- ・同じ年代の生徒が通う場所に通うことは困難であることが予想され、既存の公立中学校の校舎を使用することは難しい。また、公共交通機関を使用するなど通学状況を考えて、駅周辺またはバス停近くが望ましい。
- ・通ってみたいという生徒が散在していれば、中部地区に1か所設置が考えられるが、上記のように午前10時始業となると、遠方からJR等で通う生徒は同世代の生徒と出会う可能性があり、通学時間等を考慮する必要がある。

②学齢期の生徒は対象とせず、学齢期を超過した者を入学対象者とする場合

平成30年度実施したニーズ調査等の結果から、多くの人数が集まることは考えにくいですが、それぞれの生徒は様々な背景を抱えていることが予想されるので、個々のニーズに応じた支援を中心に教育を行うこととする。また、この場合、学齢期の不登校の生徒については、教育支援センターやフリースクール等、既存の施設で本人や保護者に対して丁寧な支援を行っていく。

就労をしている生徒が、仕事が終わってから登校することを勧案すると、夜間の形態が望ましい。例えば、以下のような時間割が考えられる。

(例) 短学活	17:30~17:40
1校時	17:40~18:20
2校時	18:25~19:05
	(休憩 15分)
3校時	19:20~20:00
4校時	20:05~20:45
短学活	20:45~20:55

[課題]

- ・ 学齢期の生徒を対象者としめない場合、対象者がかなり少なくなる。
- ・ 夜間の形態における終業時間を勧案すると、公共交通機関の利用が困難。
(設置形態・校舎について)
- ・ 既存の公立中学校の空き教室を利用して開設することも考えられる。その際県立で設置する場合には、施設管理等について県と市町の役割分担等を整理する必要がある。

(2) 受入れ生徒数（設置当初の学年設置）

現時点で生徒数の想定は困難であるが、設置の方向性が固まった段階で、記名のアンケートで追加のニーズ調査を行い、入学を希望する者に対しては、設置主体の事務局等が個別に聞き取りを行い、正確な入学見込み人数把握に努めることが必要。その際には、該当の学校、教育委員会とも十分に連携することが重要である。

(3) 入学時期

4月が望ましい。

年度途中の転入については、基本的に認めるが、面接等により入学希望者の背景や、本人や保護者の意向について可能な限り把握し、転入後の支援方法等について検討する必要がある。また、原籍校へ再転入の可否等、転入学のルールについて検討する必要がある。

(4) 在学年限

3年間に限定することなく、生徒一人一人のニーズや学習内容の定着状況等に応じて、学校独自の進級・卒業判定の基準を設定することが望ましい。面接を行って生徒や保護者の意向を十分に把握するとともに、出席日数や成績等を総合的に考慮した判定会議を行う。また、中学校卒業後の進路保障につながるよう留意する。欠席が続き連絡が取れなくなる場合等を想定し、中途退学についても規程則を設けておくことが必要である。

(5) その他

入学にあたっては、面接を実施し、本人の学び直しの意思を確認するとともに、個々の背景や学びのニーズを可能な限り把握し、それらに応じて在籍学年を決定する。

[課題]

- ・ 夜間中学を設置した場合、本当に通える人がどれくらいいるのか不明。
- ・ 平成30年度に行ったニーズ調査の結果から、戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超過した者に対して、夜間中学について周知を図ったり、ニーズ調査を行ったりする上で、工夫が必要。

4 学校運営

(1) 教育課程

中学校学習指導要領に基づき、教育課程編成を行う。その際、個々の生徒の学びの経歴やニーズに対応するため、必要に応じて夜間中学の特別の教育課程の導入や不登校特例校の申請を行うなどして柔軟な教育課程を編成することを検討する。さらに、個別の指導体制をとったり、日本語指導を行ったりする等教育課程の充実方策を検討する。

学年、学級編成については、生徒の実態に応じて柔軟に行うことも必要である。

(2) 学習評価

夜間中学が学び直しを保障する場であるという趣旨を踏まえ、「一人一人の生徒の学びを励まし、支援する」ということを、評価と指導を行う上での基本姿勢とし、それぞれの生徒の実態やニーズに応じた評価方法や本人や保護者への示し方を工夫する。

指導要録においては、教科指導に関する記録として観点別評価や評定が必要であるが、必ずしも定期テスト等で測る必要はなく、学習の様子や記録や、ポートフォリオ等を評価材料とするなどを工夫することが考えられる。

通知表においては、法的規制がないので、各教科等について、観点別評価や評定を記述せず、個々の努力や成長の様子を文章表記によって示すことも可能である。一方で、高等学校への進学等を希望する生徒についてはこの限りではなく、進路保障の観点から、観点別評価や評定を生徒や保護者に示しながら進路指導を行うことも考えられる。

いずれにせよ、生徒の学習評価の在り方についても生徒の実態に合わせて柔軟に検討する必要がある。

5 教員配置

(1) 教員配置の在り方

学級数に応じて、県費負担職員の配置数が決まるが、9教科の専門性のある指導を行うためには、必要に応じて非常勤講師等の配置も検討する。また、様々な背景を持った生徒や、配慮を要する生徒が入学することが考えられるため、養護教諭等、支援体制を組織することが必要であるとともに、日本語指導が必要な生徒に対して支援員等の派遣の検討が必要である。

教職員については、多様な経歴を持った生徒一人一人の実態に合わせてながら学習面、生活面において丁寧な支援が必要であるため、夜間中学で働くことに意欲や熱意のある者を配置することが望ましい。

担任を固定しない等、生徒の実態に応じて、柔軟な校内の教員体制を構築することも必要である。

(2) 服務管理

勤務時間については、昼間部同様7時間45分とする。

[課題]

- ・教職員について、多様な支援や、夜間での勤務の経験のある者が望ましいが、中学校の教員には、定時制の学校の勤務経験のある者はほとんどいない。
- ・夜間中学での勤務を希望する者について、その居住地と学校の設置場所によって通勤が困難になる可能性がある。

6 開設までのスケジュール（準備期間を3年間とした場合の試案）

開設3年前	
<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて「中学校夜間学級協議会」の設置（確保法第15条に基づく協議会） <ul style="list-style-type: none"> ・細かなニーズ調査による入学希望者の把握 ※ニーズ調査は継続して毎年行う。 （記名方式による実際の入学候補者に近い人数を把握） ・入学要件・基準等の検討 ・生徒、保護者への支援検討 ・教員数・加配教員・日本語指導員等教員配置についての検討 ・関係条例・規則についての検討 ○夜間中学設置場所・開設時期の決定 	
開設2年前	
4～6月	<ul style="list-style-type: none"> ○夜間中学開設準備室の設置 ○夜間中学開設について広報開始 （ホームページ・広報誌・リーフレット作成、配布） ○設置予定市町村（学校・施設）との協議・調整 ○地域住民への説明会・「夜間中学体験」開催
7～9月	○施設・設備の整備について計画
10～12月	○教員研修の実施 ○必要に応じて予算要求
1～3月	○教育課程の研究 ○就学助成制度適用について検討 ○関係条例・規則等の整備
開設1年前	
4～6月	<ul style="list-style-type: none"> ○入学希望者募集開始（入学について相談受付） ○入希望者への説明会の開催
7～9月	<ul style="list-style-type: none"> ○施設・設備の設備工事（夏季休業中） ○入学希望者への面接実施
10～3月	<ul style="list-style-type: none"> ○入学者数の決定 ○学級編成、教育課程編成等決定 ○教員研修の実施 ○教材準備開始
開設年 4月	夜間中学の開設・授業開始

7 その他

本県では、平成30年度から鳥取県教育審議会に夜間中学等調査研究部会を設置し、夜間中学等設置にあたっての課題やその解決策に関する検討を行ってきた。先進地視察やニーズ調査、シンポジウムの開催といった取組を通じて、鳥取県で考えられる夜間中学の形を上記の形でまとめることとした。

一方、設置する方向が固まった場合、正式な入学希望者の把握、校舎設置場所や施設設備、転入学に係る体制整備、またそれらにかかる経費等、具体的に検討を進めていくためには、さらなる情報収集を行う必要がある。

(2) 鳥取県で考えられる私立夜間中学の形と課題について

民間によって夜間中学が設置・運営されることで、より柔軟な学校運営等が可能になり、様々な背景を持った入学希望者にとって、きめ細かな支援が可能となることが考えられる。夜間中学等調査研究部会で意見のあった「私立の夜間中学設置案」を基に、その形を下記のとおりまとめることとする。

1 設置場所

現在、不登校経験者への支援を行っている教育施設等と連携することが考えられる。フリースクールやハートフルスペース等とも連携し、県内における不登校支援の拠点となることが期待される。

昼間に開校する場合、公共交通機関を利用することができるので、県内いずれの地域でも可能である。

遠方に在住する入学希望者等、通学が困難な者に対しては、ICTを活用した授業等を提供することが考えられる。

2 対象生徒

考えられる入学対象者は、義務教育未修了者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒及び外国籍の者である。

ニーズ調査結果等を勘案すると、不登校となっている学齢生徒及び入学希望既卒者にとって、選択肢の1つとして示すことができる。

3 学校運営

不登校となっている学齢生徒が通うことを勘案すると、昼間の定時制という形での開校が考えられる。開始時間等について、一律にしない等、個に応じた柔軟な対応が望ましい。

不登校となっている学齢生徒が通うことができるよう、不登校特例校として申請し、特別の教育課程編成を可能にすることが考えられる。

特別の教育課程を編成することにより、柔軟な教育課程の編成が可能になり、中学校段階での基礎的な学力を保障することと併せて、人間関係づくりや体験活動、それぞれの興味関心のある課題についての探究活動等、個々のニーズに応じた学びの場面を設定することが考えられる。その際に、eラーニングや遠隔授業等などICTを活用し、個別最適化を図ることが考えられる。

4 教員配置

独自に教職員を採用する。

採用を行う際に、夜間中学は、学び直しを保障する場であり、多様な学びを支援する場である、という理念を打ち出し、その理念を理解し、意欲のある者を採用することが望ましい。

5 開設までのスケジュール

公立で設置するよりも短期間で開設することが考えられる。

6 県による支援例

※現在の助成制度は私立夜間中学を想定していないため、議会等での予算措置の承認や要綱改正等を行う必要がある。

○私立学校支援のための事業（総合教育推進課事業）

・私立学校教育振興補助金

私立学校（高等学校、中学校、専修学校）の教育条件の維持向上、生徒・保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の安定化を図り、各私立学校の特色ある取組を支援する。

・私立学校施設整備費補助金

私立中学校・高等学校の校舎等の改築、改修（耐震補強工事等）に要する経費の一部を助成することにより、校舎等の耐震化を推進し、教育環境の整備を図る。

・私立学校支援等事業

私立学校の行う取組に対して幅広く支援を行うことにより、人材育成の場としての私立学校の魅力向上に資する。

・私立高等学校等就学支援金支給等事業

家庭の状況にかかわらず、すべての中学生、高校生等が安心して勉学に打ち込める環境を作るため、就学支援金の支給や授業料等の減免助成により、家庭の教育費負担を軽減する。

7 その他

- ・公設民営の形が考えられる。例えば、既存の民間の施設を県に寄付し、県がその改修等について財政的に支援することで、初期にかかる施設費等が抑えられる。

[課題]

- ・入学金や授業料等、本人または保護者に経済的負担がかかる。
- ・現在の私立学校への支援事業には、施設を新設したり、既存の施設を修繕したりするものはないので、初期投資に費用が掛かる。

(3) 夜間中学設置以外での学びの充実について

鳥取県においては、学び直しのニーズを持った対象者が県内に散在しており、本県の公共交通機関事情、平成30年度の調査でニーズがあると明らかになった学齢期の不登校生徒や不登校経験のある既卒者の通学事情を考えると、県内のいずれか1か所に夜間中学を設置しても、全ての者が継続的に通うことは困難であると考えます。また、それぞれの対象者の背景や、学びのニーズは多様であり、適切な支援を行うためには加配教員や支援員等を確保することが必要である。

現在鳥取県内では、県、市町村、民間団体により、外国人のための日本語教室、不登校生徒のための教育支援センターやフリースクール等、多様なニーズを持った人々に対して、学習面だけでなく生活面での自立支援も行う取組がなされている。県内1か所に1つの学校を新設するよりも、現存の取組を充実させることで、それぞれの立場に応じたきめ細かな支援を行うことができる。また、高い専門性を持った民間団体の取組を支援したり、県や市町村の取組と連携させたりすることで、学び直しを求める対象者一人一人に対して、それぞれのニーズに適した学びの場を、より確実に保障することができると考えられることから、「夜間中学設置以外での学びの充実」として提案するものである。仮に県内に夜間中学を設置した場合においても、より多様な学びの場を保障するため、以下で示す施策の検討が求められる。

対象者ごとの具体案（現在行われている支援を含む）は下記のとおりである。

※下線部は想定される新たな取組。

- 1 戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超過した者
現時点では、県内における対象者を把握できていないが、今後の対象者の把握次第で、識字学級等の充実策を検討する。

※令和元年7月現在市町村の状況について調査した結果、2市で識字学級の設置があったが、現状として、利用しているのは、日本語習得を目指す外国人のみである。

- 2 本国において義務教育を修了していない外国籍の者

○ 公益財団法人国際交流財団の活動の支援・県や市町村の取組と連携

無料の日本語講座が東中西の各地域で週1回行われている。講師による指導だけでなく、日本語指導ボランティアによる学習サポートが行われており、日本語指導ボランティア研修も開催されている。県として、ボランティア研修や各事業について、各市町村教育委員会や学校に周知を図り、ボランティアの増加にむけた支援を行う。また、財団に関わりのない外国籍の方や、外国人コミュニティに対して、下記の日本語講座等について情報提供を行い、学びの場の周知を図っていく。

(参考：令和元年12月現在の日本語クラス実施状況)

東部地区（鳥取市）	中部地区（倉吉市）	西部地区（米子市）
毎週日曜日 基礎1クラス（県民ふれあい会館） 基礎2クラス（県民ふれあい会館） 初級1クラス<会話> （鳥取市高齢者福祉センター） 初級2クラス<生活漢字> （鳥取市高齢者福祉センター） 中級 こどもにほんごクラス （鳥取市高齢者福祉センター）	毎週日曜日（中部総合事務所） 毎週水曜日（倉吉体育文化会館） 基礎クラス 初級クラス	毎週日曜日 （米子コンベンションセンター） 基礎クラス<講師による指導> 初級クラス <ボランティアによるグループ学習>

3 不登校等様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者

(1) 不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業（いじめ・不登校総合対策センター事業）の活用

現在、県内3箇所に設置している鳥取県教育委員会が運営する教育支援センター（ハートフルスペース）において、20歳未満の不登校（傾向）の高校生や中学校卒業生、高校中途退学者に対する学校復帰や就労、社会参加に向けた支援等を行っている。

（具体的な取組）

電話・来所による相談	家庭訪問等による訪問支援
安心して過ごせる居場所の提供	社会性を育む活動の提供
進路情報の提供	福祉・就労等の関係機関へのつなぎ卒業した者

(2) 通信制の高等学校での受入

現在、県立では、鳥取緑風高等学校と米子白鳳高等学校に、私立では湯梨浜学園高等学校に通信制課程が設置されている。また、あすなろ高等専修学校、中央高等学園専修学校及び若葉学習会専修学校は広域通信制のクラーク記念国際高等学校または星槎高等学校と連携し、様々な状況の生徒が学んでおり、高等学校における学びの場が確保されている。

4 不登校となっている学齢生徒

(1) 中学校内での支援体制を充実させる人員加配を検討

教室に入りにくい生徒に対して、各市町村が相談員を配置している場合があるが、県として財政的に支援をすることが考えられる。

例えば、担当教員等が常駐する「支援教室」を校内に設け、教育相談員とも連携をとりながら、不登校傾向や、教室に入りにくい生徒への支援を行うことが考えられる。生徒の在籍学級の担任や教科担当が教室を訪れ、学習指導を行うとともに、生徒によっては、可能な授業において教室等で他の生徒と共に学習する等、それぞれの実態に応じて個別の対応をすることが可能である。

(2) 不登校対策事業（いじめ・不登校総合対策センター事業）

小・中学校児童生徒への継続した支援のため、中学校へのスクールカウンセラー配置や教職員の資質向上に係る研修会の実施及び小学校への「学校生活適応支援員」配置、市町村設置の教育支援センターに対する不登校対策ネットワーク構築支援等の充実により、不登校の未然防止や不登校状態の児童生徒の学校復帰も含めた社会自立を目指す。また、重大な事故等が発生した場合に備えて、臨床心理士等を派遣できる体制を整備する。

(3) フリースクール連携推進事業（総合教育推進課事業）

小・中学校の不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補助、基礎的生活習慣の改善等の相談や指導等について、民間（私立学校等）のノウハウを活用しながら児童生徒、保護者のニーズに応え選択肢を提供するフリースクールを運営する事業者を支援することにより、児童生徒の学校復帰や社会的自立に資する。

※フリースクールとは：不登校の子どもの受け皿として、その学習権の保障や安心して過ごせる居場所を提供する施設。さらに、通信制高校での学習をサポートするサポート校など、不登校の子どもの対象とした既存の学校とは異なる機関、施設の総称。鳥取県では、鳥取県教育委員会が定める「不登校児童を指導する民間施設のガイドライン」に準拠した相談・指導等を行っている施設を支援している。

5 その他（年齢を問わず、不登校（傾向）、引きこもりへの支援）

(1) 不登校児童生徒への自宅学習支援事業（いじめ・不登校総合対策センター事業）

学びの機会を失っている不登校児童生徒を対象に、ICT等を活用した自宅学習支援を行い、学力補充及び学校や社会への復帰の後押しを行う。県内3か所の県教育支援センター（ハートフルスペース）に自宅学習支援員を配置し、インターネットを介して学習の進め方をアドバイスしたり心理面でのサポートを行ったりする。

(2) 社会教育施設の活用

地域の公民館等の社会教育施設と連携して、不登校（傾向）や引きこもりの若者に対して、例えば当該施設で実施される講座等を広く紹介して参加を呼びかけるなど、地域や社会とつながるきっかけづくりを行っていくことも支援の一つとして考えられる。

なお、図書館は誰でも無料で利用できる場であり、また学習する上で参考となる資料も豊富に揃えてあり、該当の者にも図書館の「場」や「資料」を活用してもらうことができる。

6 まとめ

今後も、就学の機会の確保への対応は必要であり、学び直しや学習機会を求める人々のニーズは変化していくことが考えられることから、県内のニーズ状況によっては、夜間中学設置検討も視野に入れつつ、今後も就学の機会の確保に向けた施策を検討していく。その際に、外国人住民や不登校・ひきこもり傾向の者など、様々な背景と学びのニーズを抱える人々に対して、よりよい支援が行えるよう、民間団体など他機関と連携を深め、互いのネットワークを構築する。また、各市町村への支援や情報提供を行うことで、各自治体での社会教育や学校教育等をより一層充実させたり、学び直しのニーズの把握や、県としての取組を充実させたりすることとする。

3 調査研究の取組

(1) 調査研究の部会の取組の概要について

1 鳥取県教育審議会「夜間中学等調査研究部会」の設置【平成30年5月28日】

義務教育未修了者等の就学機会を確保する上で、重要な役割を担っている夜間中学の設置について、市町村教育委員会等と連携を図りながら、先進自治体への視察、需要調査及び夜間中学設置に当たっての課題やその解消等に関する調査研究を行い、本県における夜間中学設置等の方向性を明確にするため、夜間中学等調査研究部会を設置する。

【鳥取県教育審議会（夜間中学等調査研究部会）専門委員】

（任期：平成30年5月28日～令和2年3月31日）

区 分	氏 名	職 名
有識者	新 井 則 子	南部町人権教育啓発専門員
	岩 本 由美子	公益財団法人 鳥取県国際交流財団事務局次長
	松 島 綽 子	中部子ども支援センター センター長
	山 根 俊 喜	【部会長】 鳥取大学地域学部長
	横 井 司 朗	学校法人鶏鳴学園青翔開智 中学校・高等学校理事長
市町村教育委員会代表	小 椋 博 幸	倉吉市教育委員会教育長
	藪 田 邦 彦	八頭町教育委員会教育長
学校現場代表	松 岡 昭 長	鳥取市立青谷中学校長

（五十音順・敬称略）

【夜間中学等調査研究部会の開催】

○平成30年度第1回夜間中学等調査研究部会の開催【平成30年6月13日】

- ・夜間中学等の概要と現状について共有
- ・夜間中学に関するニーズ調査について検討

○平成30年度第2回夜間中学等調査研究部会の開催【平成31年1月7日】

- ・ニーズ調査の集計結果等の報告
- ・夜間中学等の設置に向けた課題と対応案について検討

○平成30年度第3回夜間中学等調査研究部会の開催【平成31年3月18日】

- ・中間まとめ（案）の確認
- ・来年度に向けた検討事項（案）について協議

○令和元年度第1回夜間中学等調査研究部会の開催【令和元年7月3日】

- ・平成30年度夜間中学等調査研究部会の中間まとめ、追加のニーズ調査結果及び、先進地視察の概要の報告
- ・夜間中学を設置する場合の具体案について協議
- ・夜間中学を設置しない場合の対応策について協議

○令和元年度第2回夜間中学等調査研究部会の開催【令和元年8月30日】

- ・先進地視察の概要の報告

- ・鳥取県で考えられる公立夜間中学の形と課題について協議
 - ・公立夜間中学設置以外での学び（鳥取県型夜間中学）の形について協議
- 令和元年度第3回夜間中学等調査研究部会の開催【令和元年12月23日】
- ・「鳥取県教育委員審議会『夜間中学等調査研究部会』まとめ（案）」について報告及び協議
 - ・鳥取県における設置の可能性について協議

2 「夜間中学等の調査研究に向けた実態把握のためのニーズ調査」の実施

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①アンケート付きはがきによる調査【平成30年8月26日～11月20日】 ②県政参画電子アンケート【平成30年11月1日～11月12日】 ③教育支援センターにおける聞き取り及び書面による調査【平成31年3月】 |
|---|

【アンケート付きはがきによるニーズ調査】

「学齢超過者、義務教育未修了の外国籍の者、形式卒業者を対象としたアンケート付きはがき」（日本語、中国語、韓国語、英語）と「学校に通えていない学齢生徒を対象としたアンケート付きはがき」の2種類を作成して、県内各所に設置・配布。

【教育支援センターにおける聞き取り及び書面による追加調査】

県内各市町村が設置する教育支援センターに通う児童生徒への聞き取り調査と保護者への書面による調査を実施。

3 先進地視察の実施

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①京都市立洛友中学校【平成30年10月16日】 ②京都市教育委員会【平成30年10月17日】 ③尼崎市立成良中学校琴城分校【平成30年10月17日】 ④高知県南国市立鳶ヶ池中学校（夜間中学体験）【平成31年4月24日】※
高知県教育委員会【平成31年4月25日】※ ⑤徳島県教育委員会【平成31年4月25日】※ ⑥川口市立芝西中学校陽春分校・川口市教育委員会【令和元年7月9日】 <p>（※は県教育委員会事務局職員のみによる視察）</p> |
|--|

4 「学びの機会確保に向けたシンポジウム」の開催

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①会場及び期日 <ul style="list-style-type: none"> ・西部会場（米子市立図書館）【平成30年10月27日】 ・東部会場（鳥取市福祉文化会館）【平成30年10月28日】 ②内容 <ul style="list-style-type: none"> ・基調講演「学びの機会確保の必要性和夜間中学設置の意義について」 ・パネルディスカッション「学びの機会確保と夜間中学」 |
|--|

(2) 夜間中学等調査研究部会の開催結果（概要）について

1 平成30年度第1回夜間中学等調査研究部会の開催結果（概要）

①開催日程等

○日時 平成30年6月13日（水） 午後2時～4時10分

○場所 鳥取県庁第34会議室（第二庁舎4階）

②出席者

専門委員（有識者、市町村教育委員会代表、学校代表）、事務局・関係課ほか

③概要（以下のア・イについて、県教育委員会事務局の説明後に協議）

ア 夜間中学について

夜間中学等調査研究部会の役割及び夜間中学の概要について説明を行った後、本県における夜間中学等を設置する際の対象者及び現在の対応状況を報告した。

<夜間中学に対する主な意見>

○対象者について

- ・鳥取県が緊急に手を打たなければならない課題は不登校対策。不登校の学び直しの場をつくるのが先決。昼間部定時制なら遠くからでも通える。鳥取のような田舎で起こる不登校は、通える学校の選択肢が少ないことが要因ではないか。
- ・不登校であった人の学び直しには適している。選択肢を増やすことはよいこと。
- ・国際交流財団の日本語クラスは週1回の開催であり、開催頻度に限界がある。学齢期であれば支援はできるが、入国時に既に義務教育年齢を超過していた場合、義務教育で受け入れにくく、高校にも学力的に通えないため、選択肢の一つとして大きく、そのあたりにニーズがあるかもしれない。

○課題について

- ・交通の便がよいわけではないので、「通う（距離や場所）」ことが高いハードル。学び直しには適しているかもしれないが、夜間だと遠くからは通えない。
- ・学び直しというが、生活をしながら夜に通うというのは難しいのではないか。
- ・学校に行けない子が夜間中学に行くか疑問。
- ・夜間中学の認知度が低い。

○その他

- ・外国籍の方のニーズについては、既に国際交流財団などの取組があり、これを充実させることで対応できるのではないか。
- ・昼間部をつくることは効果的。実際、若い子が夜に通うのは不可能ではないか。
- ・市町の支援センターとの連携が必要。
- ・複数の市町で共同設置するのなら、組合立も一つの選択肢。ただ、ニーズがあるのかがポイント。

イ 夜間中学等のニーズ調査の方向性について

他県で実施されたニーズ調査の例を参考に、ニーズ調査の必要性の有無も含め、対象者や実施方法、調査内容（項目）、実施期間、配布先等について説明した。

<主な意見>

- ・他県では公立学校を前提とするため、網羅的なアンケートになっており、集約して

もニーズは把握できない。

- ・夜間中学の性格あるいはターゲットを絞ったほうがよい。
- ・ある程度具体的な学校の形が見えてこない、ニーズ調査しても実態はつかめないのかもしれない。
- ・つくるという段階になってから対象を絞る方がよい。
- ・不登校の子であれば対象が明らかなので調査がしやすい。外国籍の方は難しいかもしれないが、少なからずいるのでニーズを調べるべき。
- ・全国的には識字学級はあるが、識字学級に通う方は、中学校卒業資格は求めていると思う。

④今後の予定

委員から出たニーズ調査に関する意見を参考に、部会長と事務局とで協議を行い、原案（対象者や実施方法、調査内容（項目）、実施期間、配布先）を作成するとともに、各委員とメール等で調整しながらニーズ調査を実施し、その結果を第2回夜間中学等調査研究部会で報告する。

2 平成30年度第2回夜間中学等調査研究部会の開催結果（概要）

①開催日程等

- 日時 平成31年1月7日（月） 午後1時30分～3時30分
- 場所 鳥取県教育センター第1研修室

②出席者

専門委員（有識者、市町村教育委員会代表、学校代表）、事務局・関係課ほか

③概要

ア 報告

先進地視察の概要及び「学びの機会確保に向けたシンポジウム」の開催結果、ニーズ調査（アンケート付はがき及び県政参画電子アンケート）の集計結果について、それぞれ報告を行った。

<主な意見>

- 先進地視察の概要及び「学びの機会確保に向けたシンポジウム」の開催結果について
 - ・尼崎市立成良中学校琴城分校は、生徒の日本語レベルに大きな差がみられるため、日本語レベルに応じて独自に3学級を5学級にして対応している。また、京都市立洛友中学校も同様に、通ってくる生徒に応じて必要な教育内容を幅広く提示している。琴城分校に通っている形式卒業の方は現在2名であるが、今後そういう方も増えていくなれば、更に学級数を広げる必要が出てくる。すべてのニーズに応えようとすると、多くの教員が必要になることが予測できる。
 - ・夜間中学は9教科を3年間で学ぶことが大前提となるが、琴城分校では、入学時に面談を行い、「私はこういう状況だから〇年計画で通いたい」など、個々に応じた計画に基づいて原級留置を行う場合もある。ただ、それに見合う教員の配置等の課題も考えられる。
 - ・外国籍の方や義務教育未修了の方は学びに対して前向きであるが、不登校を経験した形式卒業の方が学び直しをする場合、気持ちの整理や覚悟が必要だろうと推測し

ている。

- ・教科書は支給されるが、ほとんどが先生方の自作教材で授業が行われているという状況であり、指導する側の指導力も必要となる。

○ニーズ調査の集計結果について

- ・他府県に比べて丁寧にニーズ調査を行ったつもりであるが、結果において「通ってみたい」が非常に少なかった。県内にどのくらいのニーズがあるのか正確に測れず、判断を求められても非常に厳しい。
- ・他府県でも、なかなかニーズがつかめないようだ。アンケート調査でつかめることには限界があり、これでニーズ調査は終わりということではなく、支援者などのつながりを活用して、もう少し具体的なニーズをつかんでいくことが必要である。
- ・もう一步踏み込んでニーズをつかめる可能性があるのは、不登校生徒と外国籍の方ではないか。個別に関係団体へお願いしてみる方法もある。
- ・以前、鳥取緑風高校と米子白鳳高校に午前部・午後部・夜間部をつくるにあたって、該当の子どもたちへの聞き取りに来られたということがあった。いま支援センターに通っている子どもたちに気持ちを聞くことはできるだろうと思う。また、その子どもたちに家庭以外でも居場所づくりをすることが大切。

イ 協議

本県における夜間中学等の設置に向けた課題と対応案について説明を行った後、対象者別の対応案や夜間中学を設置するとした場合に想定される課題等について協議を行った。

<主な意見>

- ・財政的に考えて、できるとしても一校であり、そこに集まれるようにするとなると、市町村立ではなく、県立か私立になるのではないか。対象者は、①「不登校生徒や形式卒業者」と②「外国籍や高齢者の人たち」の大きく二つに分けて考えてはどうか。②については、東部・中部・西部にある定時制高校に中学校夜間学級を併設する形で設置し、①については6年間でいろんなことのやり直しができるような高校も併設した昼間部の夜間中学をつくってはどうか。日本財団と私立との連携も考えられる。また、鳥取方式として、県内の不登校生徒の課題、社会問題の解決の一つの手段として、この夜間中学を使うと考えるはどうか。
- ・引きこもりのように社会参加が難しいタイプの方に対して、学力だけではなく社会に参画する力として、コミュニケーション力の育成も大切。
- ・今は時代が変わってきて、双方向型であれば遠隔授業も授業として認められるようになってきた。文部科学省がどこまで認めるかという問題もあるが、「社会に参画する力と学力もつける」ということなら、ひと月に何回か通学して、後はICTを活用しながら家で勉強できるような形も考えられるのではないか。
- ・外国籍で、夜間中学に行きたいと考える可能性がある方として、義務教育年齢を越えてしまったために中学校に入れない、でも日本語がわからないので高校に編入することもできない、ちょうど17歳くらいで日本に来た子どもたちにとってはいい場所になるのではないか。ただ、費用対効果を考えると、そこまでの必要性があるのかどうかは不明。どこが主体となるかはともかく、日本語を学習する場をもっと保障してあげる、頻度を上げて向き合ってあげるという方法のほうが、むしろ夜間中学を設置することより効果的なのかもしれない。

- ・通常の学校の教員が不足している中で、夜間中学をつくるとしたとき、教員の確保という面からも疑問が残る。
- ・実際には、場所や人材・人件費の問題、経費の問題等が現実的な問題としてかかってくる。
- ・学校の設置に向け、ニーズの有無が国への申請に必要となる。対象者本人のニーズ把握は難しいが、いろいろなところでかかわっている方たちに聞き取っていく必要がある。

④今後の予定

委員から出た意見を参考に、対象者を支援している関係団体等の協力も得ながら、対象者へ直接聞き取るなど、引き続きニーズを把握する取組を実施する。また、現時点では部会として、夜間中学等設置の有無の判断を行うことは難しく、来年度も継続して検討を行う必要があるという方向性を示すにとどめ、第3回調査研究部会では今年度の調査や議論の結果を中間報告書という形でまとめることとする。

3 平成30年度第3回夜間中学等調査研究部会の開催結果（概要）

①開催日程等

- 日時 平成31年3月18日（月） 午後3時30分～5時
- 場所 鳥取県教育センター第1研修室

②出席者

専門委員（有識者、市町村教育委員会代表、学校代表）、事務局・関係課ほか

③概要（以下のア～ウについて、県教育委員会事務局の説明後に協議）

ア 「平成30年度夜間中学等調査研究部会～中間報告書～（案）」について

「1 平成30年度の調査研究の取組・まとめ」を中心に協議を行った。

<主な意見>

- ・不登校の生徒だけではなく、不登校傾向の生徒たちのニーズも把握したらどうか。来年度の検討事項とし、市町村教育委員会と連携していく方向で考える。
- ・追加のニーズ調査を依頼され、クラーク高校及び適応指導教室でアンケートを実施しているが、声をかけなくても半数以上の生徒及び保護者は提出してくれている。
- ・不登校あるいは不登校傾向の生徒だけに絞ってニーズを把握していくことは難しいので、すべての方を対象とした追加の調査を行う方がよい。
- ・今年度1年間では設置の方向性を示すことができなかったが、義務教育の機会確保に対する県民の認識が高まったのは事実。
- ・「1 平成30年度の調査研究の取組・まとめ」について、平成30年度の取組が紹介された後にまとめがきているが、1ページ目にまとめを、2ページ目に平成30年度の取組をそれぞれ持ってきた方がよい。

イ 「設置する」とした場合に想定されるメリットとデメリットについて

「設置する」とした場合の選択肢について協議を行った。

<主な意見>

- ・県内公立中学校の設置者である市町村教育委員会としては、一定のニーズはあった

- としても財政的に単独での設置が難しいのが現実である。組合立も選択肢としてはあるが、その場合は組合教育委員会を設置する等、新たな手続きが必要となる。
- ・市町村立にした場合、その市町村の生徒しか入学できないという形になる。設置するのであれば、全县からの入学を認めることを前提にすべき。組合立も選択肢としてはあるが県全体で組合が作れるのか、あるいはどこかの市町村がイニシアチブをとるのか、どちらにしても難しい面がある。
 - ・市町村での夜間中学ではなく、全县を校区とする夜間中学の方がいいと思う。
 - ・また、「どんな教員を確保するのか」という課題もある。設置したら、さまざまな生徒が入学することが想定される。それらの生徒に対応できる教員がいるのか。講師も足りない状況の中で心配している。
 - ・対象者を広げたら、細やかな対応が難しくなる。
 - ・支援の必要な生徒が入学してくることが想定されることから、個別の指導計画などの作成も必要となるだろう。そういう指導計画の作成や個別に対応できるような先生でないと難しいのではないかと。果たしてそういう先生がどれだけ確保できるのか。
 - ・東部、中部、西部に1つずつが理想的ではあるが、何校も設置するのは財政的に難しいと思う。
 - ・私学であれば、明確な理念があると先生たちが集まってくる。設置主体は県立が一番いいとは思いますが、市町村との調整や人の配置・採用、教育課程の弾力性など縛りが多いのも事実。自由度は私立の方が大きい。であれば、私立でやる方がメリットも大きいのではないかと。
 - ・夜間ではなく、通信制の中学という選択肢もあるのではないかと。
 - ・県議会でも、夜間中学を設置するより、今あるフリースクールへの支援を充実させた方がよいのではないかと御意見もいただいた。
 - ・新たに夜間中学を設置する高知県や徳島県の情報がほしい。
 - ・もう一つ考えなくてはならないのが、夜間中学の入学希望者が中学校の卒業資格を求めているのかどうかということ。
 - ・不登校の子どもたちは、今の学校教育の仕組みに合わない子どもたちである。であれば、在宅でも学ぶことができるようにしてはどうか。ICTの活用やe-learning、サテライトなど柔軟な仕組みも考えられる。それが可能であれば、中部地区に1つあれば対応できると思う。
 - ・社会に出ていくということを考えた場合、同年齢の子どもたちとどう関わっていくのか、その場をどう保障するのかについて考えていく必要があると思う。その一つとして、カリキュラムのある時間の短い夜間中学というのも選択肢だと思う。
 - ・進路保障という観点から考えたとき、中高一貫型がいいと思う。
 - ・外国籍の方の場合、すべての方が中学校卒業資格がほしいのかというと、必ずしもそうではないと思う。外国籍の方の多くは、次につながる学びが目的であると思う。そういう意味で、夜間中学があればそれなりのニーズはあるのではないかと。
 - ・夜間中学を設置する場合、何を目的とするのか。中学校卒業資格の取得なのか、義務教育段階の学力の習得なのか、社会で生き抜く力の獲得なのか。そのニーズを把握する必要がある。
 - ・もし設置するとしたら、金銭的に苦しい家庭の子どもたちも通えるような学校にする必要がある。学校に行けていない子どもたちの中には、貧困が原因である子どもがいると思う。

ウ 「設置しない」とした場合に想定される対象者別の対応策について

対象者別の対応案について協議を行った。

<主な意見>

- ・ハートフルスペースとフリースクールの連携を、今後充実させていく必要がある。
- ・「不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者」及び「入学を希望する不登校となっている学齢生徒」と「本国において義務教育を修了していない外国籍の者」に絞って対応案を考えていったらどうか。

④今後の予定

委員から出た意見を参考に、今年度の調査研究や議論の結果を中間まとめとしてまとめるとともに、来年度の検討事項を以下のように整理する。

ア 対象別に追加のニーズ調査を実施し、対象ごとの設置の必要性を検討する。

イ 「設置する」とした場合と「設置しない」とした場合の対応を検討する。

○「設置する」とした場合に想定される夜間中学設置に当たっての課題への解決策

- ・設置主体（県、市町村、組合立）及び費用負担について
- ・設置場所について
- ・通学方法について
- ・入学許可について
- ・在学年限について
- ・教育課程について

○「設置しない」とした場合に想定される対象者別の対応策

4 令和元年度第1回夜間中学等調査研究部会の開催結果（概要）

①開催日程等

○日時 令和元年7月3日（水） 午前10時～正午

○場所 鳥取県教育センター第1研修室

②出席者

専門委員（有識者、市町村教育委員会代表、学校代表）、事務局・関係課ほか

③概要

ア 報告

平成30年度夜間中学等調査研究部会の中間まとめ、追加のニーズ調査結果、徳島県及び高知県での先進地視察の概要について、説明を行った。

<主な意見>

- ・他県の資料に「夜間中学を定時制高校に併設することで、中高一貫ととらえられないか懸念する」と記載があるが、「中高一貫」でそのまま定時制高校に進学するというイメージが、不登校の児童生徒にとっては安心感につながって良いのではないか。
- ・他県においては、「学齢期の不登校生徒の入学について慎重な姿勢をとっており、不登校生徒に対してはそれぞれの市町にある適応指導教室で対応している」と記載がある。そういった場所に通えない子どもに選択肢を示すことが必要だと思う。
- ・県立での設置を決めたところがあるが、市町の中学校からの転校の手続きが難しい

のではないか。

イ 夜間中学を設置する場合の具体案について

夜間中学を設置する場合の具体案について協議を行った。

<主な意見>

- ・設置するのであれば、現在どこも設置を希望する市町村がないということと、入学対象者を全県に広げられるということを見ると、県立が望ましい。
- ・鳥取県の現状であれば、不登校の学齢期の生徒と不登校経験のある既卒者が主な対象者といえる。
- ・不登校傾向の生徒が通うことを考えると、昼間の定時制が望ましい。
- ・定時制と通信制を流動的にできる柔軟さがあるとよい。
- ・不登校の生徒には、家族だけの支援では限界があるので、外部が積極的に関わり、訪問を繰り返すことで関係性を築いていくことが必要であり、そういったアウトリーチのできるシステムを構築できるとよい。
- ・定時制のある県立の高等学校の校舎使用は厳しい状況である。中学校の設置基準は、少なくとも教室、図書館、保健室、職員室があればよいとのことなので、「学校」にこだわらず、柔軟に設置場所候補をあげられるとよい。
- ・スクールバスを運行させることで、通いやすくなるのではないか。しかし、現在スクールバスを使用している市町村では、ドライバー不足等でバスの手配に苦勞しているという実態がある。
- ・不登校生徒を大きな対象として捉えるとしても、現在のニーズ調査では対象者としてあがっていないが、外国籍の者などが入学を希望すれば、柔軟に対応していくことが必要である。
- ・不登校経験のある生徒が高校進学をしても、中途退学してしまい、その後の進路が懸念される。現在通信制高校などに通っている不登校経験者に、聞き取り等の形でニーズ調査を行ってはどうか。

ウ 夜間中学を設置しない場合の対応策について

夜間中学を設置しない場合の対応策について協議を行った。

<主な意見>

- ・ICTやAIを活用して、バーチャルな学びの場をつくる。
- ・インターネット上での学びを活用して子どもたちの学びを保障しながら、運動会等の行事を行ったり、週に1回など定期的に集まる場を設定したりすると、外に出たり、他者と関わったりすることにもつながる。
- ・私立にすると、志を同じくする教師が集まり、意欲をもって様々なことができる。
- ・通信制の中学校は制度としては可能だが、単位取得が難しいことから実際行っているところはないのではないか。
- ・「学校という場」に抵抗がある子どもたちが不登校になっている。そういった子どもたちに、夜間中学のような、「学校」にこだわらず、別の生き方もあるという機会を示すことができるとよい。
- ・外国籍の児童生徒については、市町村の学校で受け入れている。学齢期を超えた外国籍の方については、日本の高校に進学することよりも、日本語を習得することがその後の社会で生きていくために必要。こういった人たちをハートフルスペースで

受け入れたりすると、よいつながりができるのではないか。日本語学校や国際交流財団と連携して支援することも可能である。

5 令和元年度第2回夜間中学等調査研究部会の開催結果（概要）

①開催日程等

○日時 令和元年8月30日（金） 午前10時～正午

○場所 鳥取県教育センター第1研修室

②出席者

専門委員（有識者、市町村教育委員会代表、学校代表）、事務局・関係課ほか

③概要

ア 報告

川口市立芝西中学校陽春分校での先進地視察について説明を行った。

<主な意見>

- ・外国籍の方が義務教育を修了しているかどうかについての正確な把握は困難であり、本人との面談の中で自己申告の形で確認している。
- ・17時が登校時間だが、働いている方等、遅れて来られる方もあった。
- ・鳥取県においては、JRは1時間に1本程度であり、駅からバスや自転車で登下校をすることを考えると川口市のような時間帯で行うことは難しい。特に下校時について、学齢期の生徒にとっては安全面にも課題がある。
- ・昼間に授業時間を設定すると、就労している方は登校できず、対象者を誰にするかか、ということにつながる。

イ 鳥取県で考えられる公立夜間中学の形と課題について

鳥取県で考えられる公立夜間中学の形と課題について協議を行った。

<主な意見>

（設置の主体について）

- ・全県を対象にできる県立が望ましい。
- ・市町村で設置する場合に、川口市のように他市町村からの費用負担してもらえば、全市町村に周知するという意味も含めて、居住する生徒が夜間中学に通うかどうかに関わらず、県内全ての市町村から負担金をもらった方が良い。

（設置場所について）

- ・東中西部、それぞれの既存の中学校の空き教室を使って、分教室や分校として始めてはどうか。校舎を新設するよりも時間も費用もかからない。県内の中学校で自治体と民間が共営で分校を設置しているところがあるが、同じような仕組みで県と市町村が役割を整理して設置することはできないか。
- ・不登校の生徒にとっては、同年代の生徒が通う学校と同じ敷地内にある校舎に通う事は困難である。
- ・統廃合された学校の校舎は交通の便があまりよくないところがあるので現実的ではない。
- ・社会教育施設や高等学校の施設を使用することも可能ではないか。

（対象生徒について）

- ・学齢期の不登校生徒を対象者とするかどうかについて、慎重に議論する必要がある。
- ・学齢期の不登校の生徒は夜間中学ではなく、他の方法で支援することが望ましい。
- ・外国籍や様々な背景を持った生徒それぞれに、個別の支援が必要であると予想されるが、配置される教員の数は限られている。支援の枠を広くすることで、それぞれの者へのきめ細かな支援が行き届かなくなる可能性がある。不登校の生徒への支援は夜間中学ではなく、現在ある施設を充実させることで、より丁寧な対応ができると考えられる。また、通常の中学校から夜間中学へ安易に転校できる流れができるのは良くない。
- ・学齢期の不登校の生徒は対象者とするのが望ましい。鳥取県内の不登校経験の形式的卒業者の数は少なく、その内夜間中学で学びを求める者はかなり少ないと予想され、学校を設置しても人が集まらないことが考えられる。また、都会と比べて私立中学等、公立学校以外の学びの場が少ない鳥取県においては、夜間中学を設置することは、不登校の子ども達の選択肢を増やすことにつながる。
- ・学齢期の不登校生徒を対象とする場合としない場合について、整理してまとめるのがよい。

(学校運営について)

- ・固定化された人間関係に困難さを感じる生徒がいることを鑑みて、担任や学級を固定しない等、学級編成や担任制等を柔軟に検討する。

(教員配置について)

- ・様々な支援や配慮が必要であることから、夜間中学で働くことに意欲や熱意のある教員を配置するのが望ましい。
- ・川口市のように、教職員に夜間中学勤務の希望について調査をしてはどうか。
- ・生徒が1人でも教員を6人配置しないといけない。費用対効果で県民の理解が得られるか疑問。

ウ 公立夜間中学設置以外での学び（鳥取県型夜間中学）の形について

公立夜間中学設置以外での学び（鳥取県型夜間中学）の形について協議を行った。

<主な意見>

(本国において義務教育を修了していない外国籍の者)

- ・本国で義務教育を修了しているかどうかの正確な確認は困難である。
- ・外国籍の方にとって、日本社会で就労し、社会的に自立していくために必要な学びは日本語であり、日本の義務教育の学びとは異なっている。
- ・財団での教室は週1回程度であり、習得に時間がかかるのが課題である。
- ・学齢期の子ども達は各自治体の学校で学んでおり、日本語指導などについて国際交流財団も協力して支援している。
- ・入管法改正や日本語指導に関する法律が施行されるなど、今後は学校だけではなく、地域社会における日本語指導の需要は高まり、様々な場で国や自治体の具体的な取組みが期待される。

(不登校の学齢期の生徒)

- ・私立で特例校を開設すると、理念が明確であり教員配置など組織づくりが行いやす

- い。国や県から財政面での支援があると良い。
- ・現在、学校において保健室や相談等で、登校は出来るが教室に入りづらい生徒の支援をしたりしていることがある。居場所が確保されている一方、それぞれの場所の本来の機能が果たせなくなる場合もある。市町村単位で相談員等を配置している場合があるが、県が補助をするとより充実する。
 - ・現在各市町村にある適応指導教室は、他県ではそれぞれの市町村が設置したが、鳥取県は県が東部、中部、西部に県が作り、各市町村での設置、移管につながった経緯がある。県として、支援があるとよい。
 - ・地域の公民館の学習講座や、図書館等も不登校の子どもの居場所にする事ができる。社会教育施設との連携も有効である。
 - ・県の取組みとして、学習支援のために、ハートフルスペースに支援員を配置し、ICTを使った取組みを始めているところである。
 - ・夜間中学という「場所」を増やすより、サポートする「人」を増やす方が良いのではないか。

<その他>

夜間中学の設置の有無にかかわらず、現在行われているそれぞれの対象者への支援策は継続するとともに、ニーズの変化への対応も含めて、充実についての検討も継続していく。

6 令和元年度第3回夜間中学等調査研究部会の開催結果（概要）

①開催日程等

- 日時 令和元年12月23日（月） 午前10時～正午
- 場所 鳥取県教育センター第1研修室

②出席者

専門委員（有識者、市町村教育委員会代表、学校代表）、事務局・関係課ほか

③概要

ア 「1 調査研究のまとめ」の内容について

<主な意見>

- ・基本的な構造や書き方は良い。
- ・ニーズの捉えにくさや、状況の変化にも触れられている。

イ 「2 鳥取県における設置の可能性」について

<主な意見>

(1) 鳥取県で考えられる公立夜間中学の形と課題について

(設置の主体について)

- ・「市町村教育委員会に設置の意向がない。」という記載があるが、令和元年7月に実施した意向確認の方法を記載するのが良い。

(入学対象者について)

- ・冒頭に「鳥取県の現状を考えると」と書かれているが、鳥取県の現状について具体的に示すのが良い。

- ・「学齢期の不登校生徒と不登校経験のある既卒者が主な対象者として考えられる」と書かれているが、夜間中学の4つの場合の入学対象者について、義務教育未修了者や外国籍の者も含めて、最初に記載したほうが、本件についてあまりなじみのない人にとってはわかりやすい。
- ・「外国籍の者について」が注釈のように記載されているが、文章の中に入れた方が自然である。
- ・学齢期の不登校生徒を対象者にするかどうか、これまでの議論の柱でもあったので、現在のような整理の仕方で良い。日課について「学齢期の不登校生徒を対象とする場合」「しない場合」の項目の中に入れて記載する。
- ・学齢期の不登校生徒を入学対象者とししない場合の課題の中に「既存の公立中学校の空き教室を利用し、分校として開設することが考えられる」と書いてあるが、「市町村に設置の意向がない」という調査結果との間に矛盾が生じるので、「分校としての設置」を削除してはどうか。
- ・現在使っていない校舎等、市町村の施設を県が借りて夜間中学を設置し、運営をすることは可能である。

(入学時期・在学年限について)

- ・様々な背景を持った方が入学を望まれ、間口を広くすることを考えると、基本的には希望者があれば、年度途中でも受入が可能であるという姿勢をとるのが良い。「年度途中の転入も認めるが、その場合のルールを検討する」という書き方にしてはどうか。
- ・在学年限について「面接、出席日数や成績などを総合的に考慮」という書き方になっているが、「本人や保護者の希望を面接等で把握し」等の文言を入れてはどうか。

(学校運営について)

- ・夜間中学も中学校の教育課程で教育活動が行われるので、9教科だけでなく、総合的な時間の時間や道徳、特別活動等も行われるということを記載する。
- ・夜間中学は学び直しの場であるという趣旨を踏まえ「学力保障をしっかりと行う」「生徒の学習を励ますような評価を行う」という基本姿勢を最初に示すのが良い。
- ・指導要録を残さなければならないので、教科における数値による評価は必要である。
- ・高等学校への進学を希望する生徒については、数値による評価を調査書等に示し、高等学校に送付する必要がある。
- ・「テストによる評価は行わない」と明記するのではなく「こういったやり方が考えられる」等、書き方を整理する。
- ・日々の評価を数値化したり、必ずしも生徒に示すのではなく、通知表においては生徒の良さや、頑張りを記述したりすることが考えられる。
- ・生徒の学ぶ意欲を高めたり、高校進学も含めた卒業後の進路につなげられたりするよう個に応じた評価方法や、生徒への示し方を工夫する必要がある。

(開設までのスケジュールについて)

- ・「ニーズ調査による入学希望者の把握」について、開設3年前しか記載されていないが、入学希望者が年々変化することと、正確な事態把握が必要であることを踏ま

え、継続して毎年行うのが良い。

(その他)

- ・県立で設置する場合には、不登校特例校の申請を行い、柔軟な教育課程を組んで欲しい。

(2) 公立夜間中学設置以外での学び（鳥取県型夜間中学）の形について

(項目について)

- ・「公立夜間中学を設置する場合」と「設置しない場合」の2つで整理されているが「設置しない場合」に含まれている「私立での夜間中学の設立」を新たな項目としてあげ、「公立夜間中学を設置する場合」「私立夜間中学を設置する場合」「設置しない場合」として整理するのが良い。
- ・私立で夜間中学を設置するとする場合には、学齢期の不登校生徒だけでなく、既卒の生徒も対象とするのが望ましい。
- ・「支援を充実させる」とあるが、できるだけ具体的な取組が見えると良い。
- ・第2回の部会で社会教育施設での学びが話題になり、今回追記されている。特に図書館は、不登校傾向の子ども達にとっては、とても良い居場所になっており、まとまった冊数の書籍を借りたり、ビデオ視聴をしたりする等、活用させてもらっている。
- ・公民館等の講座は土日に開催されることが多く、不登校傾向の子ども達は、大勢の人の中での活動には参加しにくいので、平日に行われる活動の情報があると良い。
- ・学齢期の不登校生徒については、現在も市や町の予算で相談員や、支援員を配置したり、地域の方に来てもらったりして支援体制を構築しているところがある。県が財政的に支援できると良い。

ウ その他

- ・鳥取県では、公立学校以外の学びの場の選択肢が少ない。私立の中高一貫校もあるが、不登校支援等ではない。選択肢を増やすことが、不登校出現率の減少につながるのではないか。
- ・夜間中学等設置の方向性を検討する、という本部会の趣旨とは若干ずれるが、個々の学びや進路を保障する上では、義務教育以前の幼児期の教育や、小中学校での継続した支援が重要であり、その点についても触れられると良い。
- ・義務教育の意義や、集団の中での学びの意義について記載されると良い。
- ・学びの保障については、今後も検討し、ニーズ把握を行いながら夜間中学等設置についても、必要があれば検討を行う。

(3) 先進地視察の概要について

1 視察場所及び視察日時

- ①京都市立洛友中学校【平成30年10月16日】
- ②京都市教育委員会（京都市総合相談センター）【平成30年10月17日】
- ③尼崎市立成良中学校琴城分校【平成30年10月17日】
- ④高知県夜南国市立蔦ヶ池中学校（夜間中学体験）【平成31年4月24日】※
高知県教育委員会【平成31年4月25日】※
- ⑤徳島県教育委員会【平成31年4月25日】※
- ⑥川口市立芝西中学校陽春分校・川口市教育委員会【令和元年7月9日】

- 2 参加者 夜間中学等調査研究部会専門委員及び県教育委員会事務局職員
※高知県、徳島県での視察については、県教育委員会事務局職員のみ

3 概要

①京都市立洛友中学校

- ・ 昼間部生徒（不登校経験者）と夜間部生徒（高齢者、外国籍の方、形式卒業者）が学び合う全国唯一の学校。
- ・ 生徒数：昼間部19名、夜間部24名
（日々の出席者は、昼間部：10人程度、夜間部：15人程度）
- ・ 教員配置：校長1名、教頭1名、教諭4名、養護教諭1名、常勤講師4名、非常勤講師8名、事務職員1名、他にスクールカウンセラー、総合育成支援員、母語支援員等を配置。
- ・ 勤務時間（常勤の教員）：昼間部、夜間部とも全て同じ時間帯で勤務している。
- ・ 定数：へき地校並みに手厚く配置されているが、きめ細やかな対応が必要であり、人員は不足している。学生ボランティア等も活用して対応している。
- ・ 5校時と6校時（17：00～18：15）に昼間部生徒と夜間部生徒と一緒に授業を受ける交流・合同授業を実施。
- ・ 昼間部は平成19年3月に不登校特例校に指定され、年間授業時間数は770時間。繊細な子どもが多く、年間を通じて校外学習を多く取り入れて、気持ちがりフレッシュできるように配慮している。
- ・ 一度転入学すると、京都市内の別の中学校には転校できない仕組みとなっているため、転入学にあたっては慎重に検討した上で選択・判断してもらうようしている。
- ・ 夜間部は、高齢者が多いので授業時間が長いと集中力が続かない場合があり、45分×3コマの授業にしている。
- ・ 外国籍の方は口コミで入学する方が多い。

②京都市教育委員会

- ・ 洛友中学はもともと夜間中学として設置し、昼間部は後から追加した。午前からの登校が難しい生徒が通っている。京都市内の不登校対応の学校としては洛風中学校もある。そちらは午前中から授業があるため、午前からの登校が可能な生徒が通っている（現在44名）。
- ・ 京都府の不登校生徒は2,457人（うち京都市の不登校生徒は1,088人）。

- 不登校相談支援センターに通う生徒は約240人。
- ・夜間部の入学者ニーズは減ってきている。
- ・京都府では夜間中学の設置に向けた検討委員会を設置しているようだが、京都市の人口規模であるからこそ成立している仕組みであり、京都府内でも日本海側や中山間地では成り立たない可能性がある。
- ・今後、京都市内に3部制（昼間、夜間、通信）の新しい高校を設置する予定である。
- ・京都市内に連携しているフリースクールは4団体あるが、学校復帰よりも、主に子どもの居場所づくりという考え方が強い。

③尼崎市立成良中学校琴城分校

- ・昭和51年に24名の入学生でスタートし、以前は在日韓国人や中国人が多かったが、現在は新渡日の方が増加傾向にある。
- ・入学対象者は義務教育の年齢を超えた人であり、学齢期の生徒は対象外。
- ・教員配置：校長1名（本校と兼務）、教頭を含む教諭8名
加配（児童生徒支援）1名、校務員1名
※養護教諭と事務職員は配置されていない
（スクールヘルスリーダーが年間35回配置）
- ・現在の校舎は、車いすの生徒や高齢者が通いづらいこともあり、隣の旧小学校に移転予定（平成32年4月）。
- ・車の免許を持たない人が多いため、公共交通機関で通える場所に設置する必要がある。ただ、この場所も夜はかなり暗くなるため、仮に学齢期の生徒が通うとなると防犯上の不安はある。
- ・外国籍の方の入学希望者は、ほとんどが口コミによる。
- ・入学希望既卒者は3年前から試験的に入学を認め、現在は2名在籍。市教委が面談し、入学を決定している。
- ・分校方式は全国で3つ。生徒数が減っても教員定数は変わらないため、学校経営的には安定しているが、一定の人件費は常に必要になる。
- ・定数上は第1～3学年で3学級が認められているが、日本語の習得度で5クラス編制にしている。
- ・外国籍の方に配慮し、「国語」という教科名ではなく、「日本語指導」という教科名を使用している。
- ・就学年限は3年だが、原級留置の制度があり、中には9年目の生徒もいる。神戸市は3年間までで延期は不可、奈良市は12年まで等、自治体によって制度が異なる。
- ・何らかの理由で学ぶことができなくなった場合、一旦除籍して、学べるようになってから再度入学する方もある。
- ・国勢調査で未就学者の数字が公表されているが、未修了者は含まれていないため、全国的には100万人以上の規模の人がいるはず。ただ、ニーズ調査は非常に難しい。識字学級の支援者などに調査をするのがよいかもしれない。

④高知県南国市立鳶ヶ池中学校（夜間中学体験）【平成31年4月24日】 高知県教育委員会【平成31年4月25日】

- ・令和3年4月開校予定。
- ・平成29年にニーズ調査を実施し、平成30年度に追加のニーズ調査を実施。
- ・平成30年から令和元年にかけて、県内18会場で夜間中学体験学校を実施。

⑤徳島県教育委員会【平成31年4月25日】

- ・令和3年4月に、県立夜間中学を開校予定。
- ・平成28年にニーズ調査を実施。
- ・令和元年12月14日（土）にシンポジウムを開催。
- ・設置場所は、徳島市の県立中央高校に併設する。

⑥川口市立芝西中学校陽春分校・川口市教育委員会【令和元年7月9日】

- ・埼玉県川口市には、自主夜間中学があり、確保法成立以前から公立夜間中学の設置を求める動きがあった。
- ・川口市在住の外国人の多さや、中核市になったことを鑑みて、設置することを決定。
- ・平成31年4月に、川口市立芝西中学校の分校として開設。
- ・現在の校舎は、統合された高等学校の校舎を使用しているが、新校舎を建設予定。バリアフリー等、最新の設備を計画している。
- ・入学対象者は義務教育の年齢を超えた人であり、学齢期の生徒は対象外。今後ニーズが変化することも想定しており、その際には検討する。
- ・埼玉県全域を対象としているが、市外在住の者が入学する場合には、生徒が住んでいる市町村が、生徒1人あたり8～9万円を負担する。
- ・生徒数：1年47名 3年31名 計78名（令和元年5月6日現在）
 - （居住地内訳）市内45名 他市33名
 - （国籍内訳）日本国籍30名 外国籍48名
- ・教員配置：校長（本校と兼務）1名、教頭1名、教諭15名（内、県費負担職員7名）、養護教諭1名、日本語支援2名、校務員1名、ALT1名
- ・現在配置されている教員は、夜間中学での勤務を希望した者であり、職員集団としてまとまりがある。
- ・学校でのボランティアについては、希望があれば面談をして受け入れている。
- ・入学の際に面談を行い、それぞれのニーズに合わせて学年を決定している。
- ・遠方から通う者に対して交通費等の支援はしていないが、成人であっても学割が適用される。
- ・様々なニーズに応えられるような教育課程を組んでおり、中学校の学習内容を基本とするが、必要であれば小学校の内容も学び直すことが可能である。
- ・学年や学級を設けているが、授業では別の学習集団編成を行っている。
- ・日本語指導については、加配があり、取り出し指導を行っている。日本語習得が目的ではなく、授業を受けるための日本語学習として位置付けている。
- ・1単位あたりの授業時間は45分。
- ・評価については、テストは行わず、通知表で通信欄に記述をする。要録では数値での評価を記録しなければならないので、授業内で見取って記録を残す等工夫が必要。
- ・学校行事については、体育祭や合唱コンクール等芝西中学校本校と合同と行っているものと、分校のみで行うものを計画している。参加は強制しておらず、本年度の様子をみて、さらに検討していく。

(4) 「学びの機会確保に向けたシンポジウム」の概要について

1 開催日時等

①西部会場【参加者64名】

○日 時 平成30年10月27日(土) 午後1時30分～4時

○場 所 米子市立図書館多目的研修室

②東部会場【参加者64名】

○日 時 平成30年10月28日(日) 午前9時30分～正午

○場 所 鳥取市福祉文化会館第1・2会議室

2 概要

①基調講演「学びの機会確保の必要性と夜間中学設置の意義について」

【講師】文部科学省初等中等教育企画課制度改革室 大類 由紀子 室長補佐

○夜間中学の経緯と設置状況、夜間中学の対象者の入学理由と卒業後の状況等、夜間中学をとりまく現状について説明いただくとともに、学びの機会確保の必要性と夜間中学設置の意義について講演いただいた。

○学習指導要領の改訂(中学校学習指導要領の総則に、学齢経過者への配慮を明記)や夜間中学における日本語指導研修会の開催等の文部科学省の取組に加え、夜間中学の運営について市町村間の経費負担の工夫が行われていることや教育課程特例についても紹介いただいたことで、夜間中学をはじめとした学びの機会確保への理解を深めることにつながった。

②パネルディスカッション「学びの機会確保と夜間中学」

【パネリスト】

文部科学省初等中等教育企画課制度改革室 大類 由紀子 室長補佐

京都市立洛友中学校 間野 郁夫 校長

鳥取県教育審議会夜間中学等調査研究部会 山根 俊喜 部会長

鳥取県教育委員会事務局 足羽 英樹 教育次長

○不登校生徒の通う昼間部と夜間部を併設する洛友中学校の実際や夜間中学等調査研究部会による視察の概要について紹介いただくとともに、文部科学省としての政策的意図を補足していただいたことで、夜間中学が学びの機会確保の一つであることを確認できた。

○鳥取県における設置に向けた課題として以下の3点を示した上で、文部科学省や夜間中学を運営している立場から発言いただき、今後の方向性を検討していくためのヒントを得ることができた。

どの対象者に、どんなニーズがあるのかについて、どのように把握していくのか

もし設置するのであれば、どこに設置するのか

誰を対象に、どのような学校にしていくのか

・情報は口コミで伝わることが多いが、メディアの影響も大きい。

・ニーズを対象者本人だけでなく、支援をしている人からも聞き取ってもらいたい。

- ・京都府も山間部等になると通うことは困難になるので、鳥取と同様の課題に直面している。
- ・洛友中学校に通ったからといって不登校でなくなるわけではない。選択肢の一つではある。
- ・誰を対象にするのかにかかわるが、日本語指導を含めた教職員の指導力も必要となってくる。

○参加者からも質問等をいただき、参加者とともに今後の方向性について考えることができた。

- ・日本語指導の資格を持っている人が少ないという現状の改善が必要。
- ・まずは学齢超過者のニーズに対して夜間中学をつくり、その後学齢生徒のニーズがあれば段階的に門戸を広げてはどうか。
- ・ニーズは確実にある。でも、学びの確保は夜間中学だけではない。教育支援センターやフリースクールなどを充実させていくことも必要ではないか。

3 参加者の感想（一部抜粋）

- ・既存の教育機関、支援機関の役割整理が必要になるのではないかと思う。今日的なニーズ、対象からすると「夜間」に必ずしもこだわることはないと思う。
- ・不登校児童・生徒が多い中、それらの支援と絡ませながら夜間中学の検討を行っていたきたい。不登校の問題は深刻。アンケートの存在を、今日初めて知った。福祉や心理等の関係者からも情報を集めていただきたい。
- ・教員の力量が必要であり、ニーズに応えられる教育という点で大変だと思った。
- ・米子東高校や米子白鳳高校、鳥取緑風高校に附属のようなものはできないのか。不登校の子は各高校にもいるので、中学校からの学び直しも対応できると思う。
- ・税金を使う以上、ニーズを度外視してというのは難しいと思うが、まずは学齢超過者のために1学級設置して、その後、学齢生徒へも対象を拡大していくというのは、具体的で可能かもしれないと感じた。
- ・この講演会に参加するまで、夜間中学のことについてほぼ知識がない状態だった。私のような現状の人は多いと思うので、少しずつ自分から発信していきたいと思えた。
- ・義務教育の一つとはいえ、費用対効果も考える必要があると思うが、そこには触れられず、良い面だけのPRで終わった印象。
- ・ニーズはあるが、現状の取組で代用できないか。コストのかかることであり、慎重に検討をすすめてほしい。

(5) 「夜間中学等の調査研究に向けた実態把握のためのニーズ調査」(アンケート付きはがき)の結果について

「ニーズ調査」の結果は以下のとおり。なお、ニーズを幅広く把握していくために、「学齢超過者、義務教育未修了の外国籍の者、形式卒業者を対象としたアンケート付きはがき」(4言語)と「学校に通えていない学齢生徒を対象としたアンケート付きはがき」の2種類を作成し、県内各所に設置・配布を行い、実施した。

(1) ニーズ調査(アンケート付きはがき)実施の概要

①調査の目的

夜間中学の県民への理解を深める広報活動を行うとともに、鳥取県における夜間中学設置に当たっての課題等を調査研究するための基礎資料とする。

②調査期間 平成30年8月26日から11月20日まで

③調査対象 特に限定せず、様々な方を対象とする

④調査方法 2種類のアンケート付きはがきを作成し、県内各所に設置及び配布。

ア 「学齢超過者、義務教育未修了の外国籍の者、形式卒業者」を対象としたアンケート付きはがき(日本語、中国語、韓国語、英語の4言語)

○設置場所

児童相談所、ハートフルスペース、とっとり若者サポートステーション
公共職業安定所、県立ハローワーク、鳥取大学医学部臨床心理相談センター
県立皆成学園自閉症・発達障害支援センター、鳥取県精神保健福祉センター
各市町村社会福祉協議会、各市町村住民登録担当課、国際交流財団
各市町村教育委員会、公民館、隣保館、図書館等

○配布枚数【計5,600枚】

[内訳]・日本語版(4,385枚)

・中国語版、韓国語版、英語版(1,215枚) ※各405枚

イ 「学校に通えていない学齢生徒」を対象としたアンケート付きはがき

○配布方法

- ・各市町村教育委員会を通して、アンケートへの回答が可能と考えられる場合に協力を依頼。
- ・フリースクールを通して、アンケートへの回答が可能と考えられる場合に協力を依頼。

○配布枚数【計260枚】

⑤主な調査事項 ※属性(居住市町村、国籍、年齢区分、最終学歴)を含む

○夜間中学の認知度について

○ニーズの有無

○夜間中学に求めること 等

(2) すべての対象者への調査結果

①回答数 103通

- 「学齢超過者、義務教育未修了の外国籍の者、形式卒業者」対象用 99通
(日本語版：57通／中国語版：21通／英語版：21通)
- 「学校に通えていない学齢生徒」対象用 4通

②主な質問項目の結果

○夜間中学を知っているか？	1 知っている	<u>42通</u>	<u>40.7%</u>
	2 知らない	<u>60通</u>	<u>58.3%</u>
	3 未記入	<u>1通</u>	<u>1.0%</u>

○鳥取県に「夜間中学」があったら通ってみたい(通わせてみたい)と思うか？

- ※「学齢超過者、義務教育未修了の外国籍の者、形式卒業者」対象用は、「自身が対象者に該当すると回答した者のみが回答
- ※「学校に通えていない学齢生徒」対象用は、すべての者が回答

1 思う(8通)

- ・10歳代(中部／中国)【③に該当と回答】
→②の対象である可能性あり
- ・30歳代(東部／フィリピン)【③に該当と回答】
→②の対象である可能性あり
- ・10歳代(東部／日本)【④に該当と回答】
- ・10歳代(東部／フィリピン)【④に該当と回答】
→②の対象である可能性あり
- ・60歳代(西部／日本)【④に該当と回答】
→①の対象である可能性あり
- ・学校に通えていない学齢生徒の保護者(東部)(西部)
- ・学校に通えていなかった生徒の保護者(中部)

2 思わない(1通)

- ・学校に通えていなかった生徒の保護者(東部)

3 無回答(1通)

- ・40歳代(東部／フィリピン)【③に該当と回答】
→②の対象である可能性あり

【参考：夜間中学の対象者】

- ①戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超過した方々
- ②本国において義務教育を修了していない外国籍の方々
- ③一度中学校を卒業したが、不登校等の理由により、実質的に十分な教育を受けていない方々
- ④現在、何らかの理由で学校に通えず、十分に学べていない方々

(3) 学齡超過者、義務教育未修了の外国籍の者、形式卒業者への調査結果

①アンケート項目

問1 年齢を教えてください
10歳代 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代以上

問2 現在お住いの住所と国籍を教えてください

問3 夜間中学を知っていますか？ 1 知っている 2 知らない

問4 あなたは、ご自分が夜間中学の対象である①～④に該当すると思いますか？
○該当すると思う【⇒問5へ】
○どれにも該当しないが、知り合いに①～④の該当者がいる【⇒問8へ】
○どれにも該当しないし、知り合いにも該当者はいない【⇒問8へ】

問5 あなたは、鳥取県に「夜間中学」があったら通ってみたいと思いますか？
1 思う【⇒問6～8へ】 2 思わない【⇒問7～8へ】

問6 あなたが、夜間中学に期待することは何ですか？（いくつでも）
○高校入学に向けた学力の習得 ○中学校の卒業資格の取得
○読み書きの習得 ○特にない ○その他

問7 あなたが、最後に卒業された学校はどれですか？（中退は卒業に含みません）
○小学校 ○中学校 ○高等学校 ○大学（大学院）
○その他 ○学校へ行っていない]

問8 「夜間中学」に関する御意見や御希望をお書きください。
○必要である ○他の施策を充実させた方がいい

②回答数 99通（日本語版：57通／中国語版：21通／英語版：21通）

③結果

問1 年齢

10歳代以上	5通	5.1%	50歳代	20通	20.2%
20歳代	12通	12.1%	60歳代以上	16通	16.2%
30歳代	21通	21.2%	不明（未記入）	2通	2.0%
40歳代	23通	23.2%			

問2 地域別

東部	43	中部	18	西部	34	未記入・県外	4
----	----	----	----	----	----	--------	---

問3 夜間中学を知っているか？

1 知っている	40通	40.4%
2 知らない	58通	58.6%
3 未記入	1通	1.0%

問4 自分が夜間中学の対象に該当するか？

①（学齢超過者）に該当すると思う	0通	0%
②（義務教育未修了の外国籍）に該当すると思う	0通	0%
③（形式的卒業生）に該当すると思う	3通	3.0%
④（学校に通えていない学齢生徒）に該当すると思う	3通	3.0%
どれにも該当しないが、知り合いに①～④の該当者がいる	30通	30.3%
どれにも該当しないし、知り合いにも該当者はいない	63通	63.6%

【参考】「知り合いに該当者がいる」と回答した者の地域別内訳
 東部（19通）、中部（5通）、西部（5通）、住所不明（1通）

問5 鳥取県に「夜間中学」があったら通ってみたいか？【問4で該当すると回答した者のみ】

1 思う（5通）

- ・ 10歳代（中部／中国）【③に該当と回答】 ← ②の対象である可能性あり
- ・ 30歳代（東部／フィリピン）【③に該当と回答】 ← ②の対象である可能性あり
- ・ 10歳代（東部／日本）【④に該当と回答】
- ・ 10歳代（東部／フィリピン）【④に該当と回答】 ← ②の対象である可能性あり
- ・ 60歳代（西部／日本）【④に該当と回答】 ← ①の対象である可能性あり

2 思わない（0通）

3 無回答（1通）

- ・ 40歳代（東部／フィリピン）【③に該当と回答】 ← ②の対象である可能性あり

問6 夜間中学に期待すること（いくつでも）【問4で該当すると回答した者のみ】

高校入学に向けた学力の習得	4
中学校の卒業資格の取得	2
読み書きの習得	5
特にない	0
その他	0

問7 最後に卒業した学校（中退は卒業に含まない）【問4で該当すると回答した者のみ】

- ・ 10歳代（中部／中国）【③に該当と回答】 → 中学校
- ・ 30歳代（東部／フィリピン）【③に該当と回答】 → 高等学校
- ・ 10歳代（東部／日本）【④に該当と回答】 → 小学校
- ・ 10歳代（東部／フィリピン）【④に該当と回答】 → 中学校
- ・ 60歳代（西部／日本）【④に該当と回答】 → 大学（大学院）
- ・ 40歳代（東部／フィリピン）【③に該当と回答】 → 高等学校

問8 「夜間中学」について ※中国語版、英語版は選択肢がないため総数が99にならない	
必要である	45
他の施策を充実させた方がいい	12
未記入	6

○「夜間中学」に関する意見や希望

<夜間中学は必要である>

- ・ 教育施設を増やして、夜ならいける人の対応を早急に考えてほしい。鳥取は不登校が多いのに...
- ・ S23 生まれですが、戦争の犠牲となった伯父たちの跡を継ぐため、4歳の時に祖母の家にやらされて働き、勉学もままならず、結核を中1の冬から患ったため療養所に入り、また母のところへ転校したため、英語や数学をもう一度、心の空白を埋めるために、できれば履修したい。
- ・ 通いやすい時間帯は17:25~21:00頃。通いやすい場所は、今の中学校（昼間）の教室。
- ・ 状況に応じた対応が取ればよいと思います。
- ・ 様々な理由で昼間に学校へ行けない人の受け皿となっていることは重要。
- ・ 鳥取県（東部、中部、西部）での夜間中学の対象①~④の状況及び他県での状況がわかりません。情報が必要と考えます。
- ・ 不登校やいじめのない学校にしていく。助け合いの気持ちをもたせる。高校に進学するためにも必要だ。交通の便がいいところに設置する。機会は多い方がいい。
- ・ NHKのニュースで知りました。夜間中学で学んで、知人（女性）の未来が輝いてほしいです。
- ・ 誰がつくるのか → 県内に一校あればよいので、県立がよい。市町村には負担が重い。
- ・ どこにつくるのか → 米子市がいい。松江市からのニーズにもこたえられる。そうでなければ、鳥取市。県都であるし、中核都市でもあるから。
- ・ 基礎学力（読み・書き・算）が十分にできないまま社会に送り出され、困っている人が多い。
- ・ 実態を調査すべき。また、他県の先進的な取組を調査研究した上で取り組むべき。
- ・ 夜間中学の映画を観て、関心を持っていました。
- ・ 子どもに絵本を読んでやれない親もいるので、学ぶ場は必要だと思います。
- ・ 対象に該当しない者でも、もっと勉強したいなどと希望すれば入れるのかと思っていました。
- ・ みんなが平等に教育を受けることは大切であると思う。
- ・ 初めて夜間中学があることを知りました。

<他の施策を充実させた方がいい>

- ・ 学びに対する思いは様々で、それにすべて対応する学校をつくることは無理だと思う。

- ・各種、学びの場をつくった方がいい。
- ・③・④に該当する人たちは、高校卒業の資格がほしいと願っている。大学に行きたいという生徒もいる。高校の昼間・夜間の定時制や通信制の現状をもとに、「高校卒業」の資格を得られるように検討していただきたい。
- ・若い人にも外国籍の方にも漢字が書けない人は多く、就職に困る場合がある。中学としての時間割を組むことは若い人には有効であるが、家族のいる方にとっては拘束時間が長くなると利用しにくいと考えられる。計算や読み書き、コミュニケーションなど、不得意な分野ごとに自由に選べる方が有効かもしれない。
- ・夜間中学とともに昼間部の午後から通える不登校対象の学校ができてほしい。

<未記入>

- ・周知されていないように思います。
- ・義務教育は行かせるべき（親の義務）。

(4) 学校に通えていない学齢生徒への調査結果

①アンケート項目

- 問1 お答えになっておられるのはどなたですか？
- お子様本人
 - 保護者の方
 - お子様と保護者の方が相談して
- 問2 現在お住いの住所を教えてください
- 問3 夜間中学を知っていますか？
- 1 知っている
 - 2 知らない
- 問4-1 鳥取県に「夜間中学」があったら通ってみたい（通わせてみたい）と思いますか？
- 1 思う【⇒問5へ】
 - 2 思わない【⇒問4-2へ】
 - 3 通いたいが通えないと思う【⇒問4-2へ】
 - 4 通わせたいが通えないと思う【⇒問4-2へ】
 - 5 その他
- 問4-2 それはなぜですか？【問4-1で2・3・4と回答された方】
- 問5 あなたが、夜間中学に期待することは何ですか？（いくつでも）
- 高校入学に向けた学力の習得
 - 中学校の卒業資格の取得
 - 読み書きの習得
 - 特にない
 - その他
- 問6 「夜間中学」に関する御意見や御希望をお書きください。

②回答数 4通

③結果

問 1	回答者	本人	<u>0 通</u>
		保護者	<u>3 通</u>
		本人と保護者	<u>1 通</u>

問 2 市町村（4通）

東部	2	中部	1	西部	1
----	---	----	---	----	---

問 3 夜間中学を知っているか？

1 知っている	<u>2 通</u>
2 知らない	<u>2 通</u>

問 4-1 鳥取県に「夜間中学」があったら通ってみたい（通わせてみたい）と思うか？

1 思う	<u>3 通</u>
2 思わない	<u>1 通</u>
3 通いたいが通えないと思う	<u>0 通</u>
4 通わせたいが通えないと思う	<u>0 通</u>
5 その他	<u>0 通</u>

問 4-2 それはなぜか？【問 4-1 で 2・3・4 と回答された者のみ】

- ・現在通っている高校で、中学校の学習内容を自習する時間があり、ある程度中学校の学習を補足できていると思うので、改めて夜間中学に通う必要は感じていない

問 5 夜間中学に期待すること（いくつでも）

高校入学に向けた学力の習得	<u>3</u>
中学校の卒業資格の取得	<u>2</u>
読み書きの習得	<u>2</u>
特にない	<u>0</u>
その他	<u>2</u>

- ・不登校の子の居場所
- ・交流の場
- ・次への一歩となる場所
- ・学ぶ楽しさを感じられる場

問 6 「夜間中学」に関する意見や希望

- ・夜間ではなく、午後の枠で学習できる方が学齢期の子どもには適しているように思う。不登校（傾向）の子どもが通える場として選択肢が増えるのは期待したい。（東部）
- ・東部、中部、西部に1校ずつ最低限あってほしい。駅からスクールバスが出ていると通いやすいのではないかと思います。17:30頃～21:30の時間帯。（東部）
- ・息子は中学時代不登校でした。当時、親として一番心配していたことは、学力の定着でした。塾は高額になるし、生活リズムも崩れていたため、夜間だと行けた気がします。（中部）

(6) 「夜間中学等の調査研究に向けた実態把握のためのニーズ調査」(県政参画電子アンケート)の結果について

県政参画電子アンケートによる「夜間中学等の調査研究に向けた実態把握のためのニーズ調査」の結果は以下のとおり。

(1) 調査概要

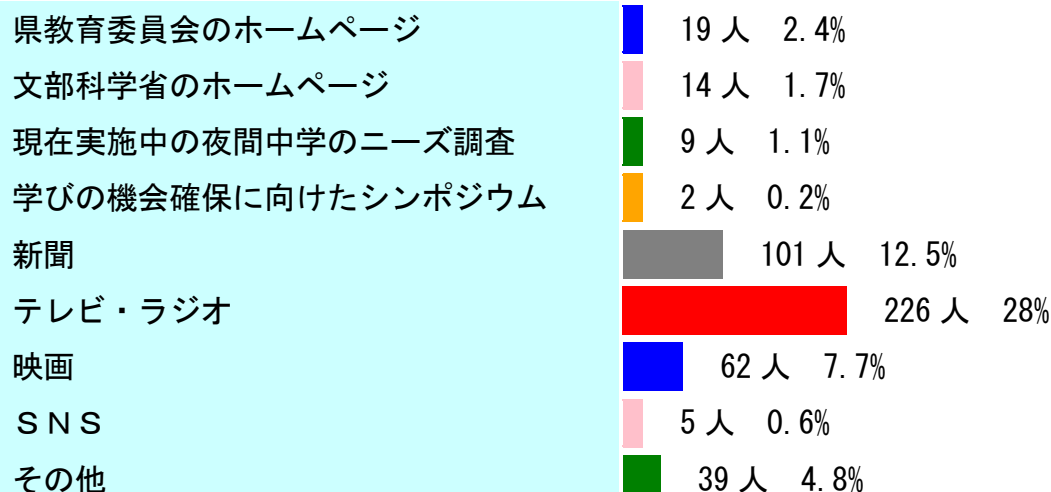
- 調査期間 平成30年11月1日から12日まで
- 調査方法 県民課が行う県政参画電子アンケートを活用
- 対象 県政参画電子アンケート会員(1,018名)
- 回答数 806件(回答率:79%)

(2) 調査結果

【問1】あなたは、夜間中学を知っていますか。



【問2】あなたは、「夜間中学」をどこで知りましたか。(複数選択可)



<その他(主な意見を抜粋)>

- ・インターネットかテレビかで授業の場の映像を含めた様子を見かけた記憶がある。
- ・かなり前から当たり前に知っています。
- ・学校の授業での先生の話や家族との会話。
- ・実際に県外で教えていた(手伝いをしていた)。
- ・職場の研修会。
- ・昔から耳にしているが、鳥取県に無いのは知らなかった。
- ・解放学習会で学んだ。
- ・元文科省次官の講演会で。
- ・実際に見たことがある。

【問3】あなたは、鳥取県に「夜間中学」があったら通いたい、または身近に対象となる方がいたら通わせたいと思いますか。

思う		645人 80%
思わない		147人 18.2%

<思わない理由（主な意見を抜粋）>

- ・1から4の事情の方すべてに十分な対応ができるのか、疑問だから。
- ・対象となる方がおられたとしても、なかなかそういう話題をすることは難しい。
- ・学びの方法が多様化しており、インターネットでも学ぶことができる。
- ・今まで身近にいなかったもので、よく分かりません。
- ・自分だったら、高校か専門的な学校を探すと思う。
- ・昼間、働かなければならない状態なら夜間中学はありだと思う。
- ・夜間に外出することの危険性（変質者との遭遇、交通事故等）を考えると夜間にわざわざ通わせたくない。このような制度で昼に通うような学校があればいい。
- ・夜間中学が他の県にあるからといった理由で設置を考えておられるならば流される必要はないと思います。教員不足の現状を考えるともっと教員が必要となり負担が生じてくるのではないのでしょうか。今は新たな施設設置よりも教員不足や負担軽減の策を講じた方がよいのではないのでしょうか。夜間の学校に通学するとなると鳥取は交通の便も不便なので通うのにも大変だと思います。
- ・夜間中学じゃなくても、定時制高校で、夜間があるからそこで学べると思う。

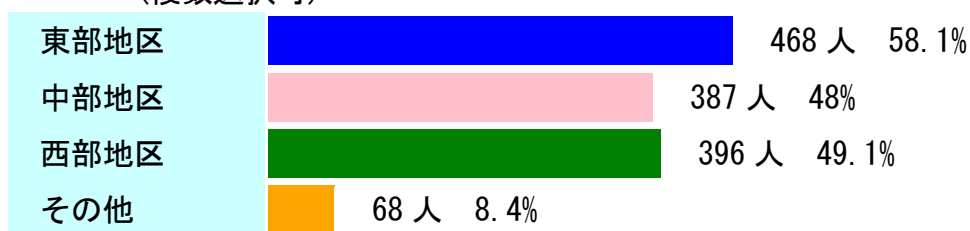
【問4】もし鳥取県に「夜間中学」を作るとしたら、対象者（1）～（4）のうち、どの対象者を重視した「夜間中学」を作るべきだと思いますか。（複数選択可）

(1)の方を重視すべき		262人 32.5%
(2)の方を重視すべき		221人 27.4%
(3)の方を重視すべき		491人 60.9%
(4)の方を重視すべき		593人 73.6%
その他		31人 3.8%

<その他（主な意見を抜粋）>

- ・どの対象者もみな平等に重視されるべきだとは思いますが、一番立場の弱い若い人（中学生の年齢の子や未成年など）が通いやすいようにしてあげるのが一番ではないかと思う。
- ・過去において何らかの理由により中学校を卒業していない方に限定すべきである。
- ・原則としてはすべての人を対象にした公教育であるべきです。ただ「重視」という視点から言えば、特に資料（2）に該当する外国籍への配慮を希望します。世界、アジアを見据えたこれからの日本の針路を考えると、日本海側に位置する当県としては重要なことだと思います。
- ・障がいがあることを理由に、就学免除・猶予を余儀なくされ、義務教育を受けることができなかつた障がいのある方や、聴覚障がいがあるため、手話等の手段で十分に教育を受けることができなかつた方々。
- ・鳥取県には必要がありません。

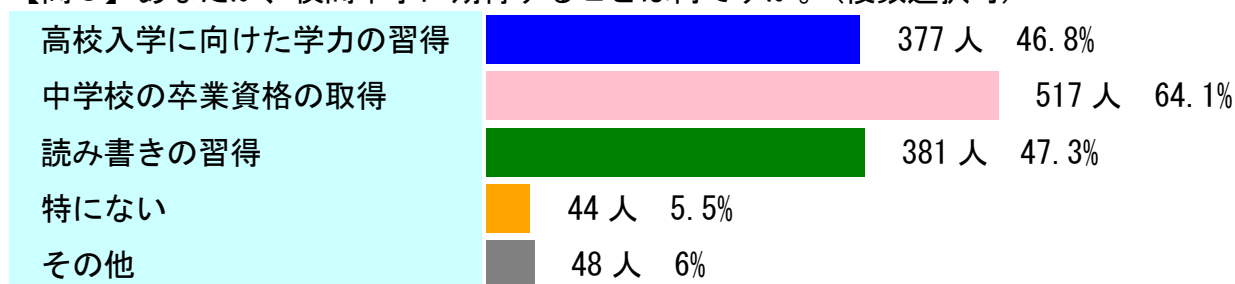
【問5】もし鳥取県に「夜間中学」を作るとしたら、どこに作ってほしいですか。
(複数選択可)



<その他(主な意見を抜粋)>

- ・それぞれ自宅から近い所に欲しいと思われるでしょうが、複数箇所設置は経費もかかると思います。ニーズがより多いエリアに試験的に建てるのが好ましいと思います。
- ・仮に二カ所の設置が限度なら、鳥取市で中部よりに一ヶ所と、米子市で中部寄りに一ヶ所。
- ・基本的に東西部からも通える中部が良いと思います。しかし通う以外の選択肢として人によっては通信教育でも良い場合もあるかと思えます。
- ・中学校校区ごと。仕事おわりに駆けつけられる。自転車で行ける。
- ・夜間に中学校課程履修を目指すのであれば相当頻度で通わないといけなはず。鳥取県を3つに分け、各場所に設置しても頻繁には通えないと思う
- ・義務教育といえど、費用対効果の考えは必要。教師の人件費、設備費、光熱水料などの必要経費をある程度勘案すべき。
- ・新しい施設を作るのではなくて、既存の施設を利用すべき。例えば、夜間の大学の講義室は自由に使えるのではないかと思う。
- ・地域によっては何処に設置しても通学できない。
- ・地区を選択するということは、遠距離通学ということが考えられる。目的が達成できるか疑問。
- ・夜間中学が必要だと思わない。

【問6】あなたが、夜間中学に期待することは何ですか。(複数選択可)






<その他(主な意見を抜粋)>

- ・1つのことをやり遂げる根気や忍耐力をつけ自分に自信をつけてほしい。
- ・一般教養としての知識。一般的な常識やマナー、モラルの認知。中学卒業レベルの学力の習得。
- ・学ぶ機会の確保。いろんな世代間の交流。社会性を身につける。
- ・学校生活の中で、人のためにとか、人の気持ちを思いやるとか、自分の心の表現とか、心の充実も学ぶことも必要ではないかと思えます。

- ・学習だけでなく、将来どうなりたいか。そして、それに向けてどう対策をしていけば良いのか具体的に話し合え実行に移せること。就労に向けたきっかけ、道筋が作れること。
- ・基礎的なコミュニケーション能力の獲得(あいさつができる、はい、いいえ以外の返事ができる等)。
- ・通う人に寄り添った関わり合い、指導をして欲しい。特に未成年は夜間中学に通う事にコンプレックスを抱く人もいると思うので、当然の権利だということを認めてあげて欲しい。
- ・日本人としての人間形成。
- ・夜間中学のニーズがあるのか何なのか私にはわからない。私の子どもも中学校に行けなかった。代りに支援センターのような所に通い同世代の付き合いや勉強を教えてもらったので、昼はいけない人のためにあればいいと思うが、対象が広すぎるといけないような気もするし。何を求めているかによると思う。

【問7】夜間中学についてご意見をお聞かせください。(複数選択可)

鳥取県に夜間中学は必要である		577人 71.6%
鳥取県に夜間中学は必要ない		118人 14.6%
他の施策を充実させた方がいい		136人 16.9%

<他の施策の具体(主な意見を抜粋)>

- ・今の小中学校を少人数にして、そちらの先生方を増やしてほしい。
- ・この施策に経費を投入するより、他の学校教育に関する経費を投入した方が、費用対効果の面からも良いように思う。例えば学校にクーラー等を設置するなど。
- ・さまざまな理由で通えない方には必要だと思いますが、もし出来たとして はたしてどれほどの方が通うのか、高齢の方だとそもそもその場所まで通えるのか。
- ・何らかの理由で中学に通えないというのなら、わざわざ夜間中学にする必要はない。今あるものからサービスを提供する方がコスト的に良いと思う。
- ・引きこもりやその他生きづらさを抱えている人たちに、夜間中学という枠だけに留めず包括的な援助が必要だと思う。
- ・外国人の日本教育、読み書き、マナーなど。
- ・現実問題として県内に一校程度しかできないのであれば、県内交通事情から夜間の移動は車になり、免許を持つ人間を対象とすると不登校児童は受け入れられないと安易に推測できる。夜間高校の窓口を広げるのが現実的に思える。
- ・人口的に費用対効果が低いと思われるため。
- ・充実させないといけないことは、他にもたくさんあると思う。
- ・不登校や引きこもりの人が行きやすい場所。支援センターやフリースクール、ピアサポート、ハートフルスペースなど。行きたいけれど行けない人たちへの情報が県としてまとめられていないように思う。当事者の立場となって、どのような既存の施設があるのか、選択肢を提示し、検討しやすい情報を提供してもらいたい。
- ・問3と重なるが、夜間中学のみが手段とは思えない。
- ・夜間に通えない人、距離的に困難な人などハードルが高い。学校そのものをつくるのではなく、近隣の学校の空き部屋や市庁舎、図書館を利用して類似条件のグループ化でプログラムを組んで対応するのはどうでしょうか。

【問8】夜間中学にご意見、ご希望があればご記入ください。

- ・高齢化のため定期的に通うのが困難な方が多いのではないかと。
- ・1校しか作らないのであれば中部に置かなければ県内全域から通うのは困難。しかし、一番学びを欲しているイメージのある(1)の方々の年代を考えると、近隣でなければ通うことは出来ない。また、(4)の理由の方は夜間であっても通えない場合が多いのでは？中学生という年代を考えても夜間外出も望ましくないし、生活面でも夜間ではなく日中に学習できるようサポートした方がよいと思う。
- ・この様(夜間中学)な教育のあり方があることを初めて知りました。中学校を通じて保護者から意見を聞き、ニーズを把握した上で検討して頂きたいと思います。
- ・何かしらの理由で通えない義務教育世代の者が通うことを想定して、公共交通機関で通える場所にあることと、22時までに終わるスケジュールで設定する。
- ・子どもの通っている中学校にも不登校で通っていない子がいる。他の子がいない夜なら通ってくれるのではないかと期待ももてる。部活などが終わる時間を考えれば20時頃からの開始が適切かと思う。
- ・夜間中学だが、県内でも外国人の方が増えているので日本語教育を公的機関がもっとすべきだと思う。基本的な生活知識という面で外国人の方の需要があるのではないかとと思う。
- ・夜間中学に通学する人の目的は多様(日本語の習得、中学校卒業資格の取得、学びそのものをやり直したい等)。通学しやすい時間帯、場所への配慮は当然。
- ・いじめなどで中学校へ行けなくなった子が社会へでるきっかけになるハードルの低い通いやすい場所。
- ・米子白鳳高校や鳥取緑風高校に中学も併設すると良い。中高一貫校もおかしくない時代。
- ・できればあったほうが良いと思うが、人材の確保が難しいのではないかと。
- ・一般中学校でもそうだが、より一層熱意ある先生が求められると思う。先生方にその必要性と可能性を勉強してもらいたい。
- ・夜間中学を必要として、教員はどうするのが知りたい。そのまま現役の中学教員がやるのか、新たに夜間中学向けの教員を募るのか。
- ・開設に当たっては経費節減に留意すること。(教室は現存の公立学校を利用するとか、講師は退職教師に委嘱するとか、など)
- ・公共交通の便の悪い県で、だれがどうやって通えるのかと考えると、広域的には現状難しく、箱モノの夜間中学を作るのはいかがなものか。インターネットで学べるほうが良い。
- ・市、町単位でないと実際の通学は難しいと思います。
- ・多くの予算をかけずに実施してほしい。
- ・人口減少が進む中で、平均的に教育レベルを上げなければならないことは理解できる。しかし、公費をかける以上、どの部分にお金をかけたらいちばん県民の利益につながるのか考えていただきたい。
- ・セイフティーネットの一つとしてあって良いと思う。
- ・本当に必要な人の意見・考え方を考慮した取組にしてほしい。
- ・義務教育ですので、本来ならば一定の知識を身につけ卒業できたはずなのですが、様々な環境要因により不幸にして叶わなかった人達はいらっしゃると思います。それらの方々の中には、切に学びの機会を得たいと考えておられる人も少なく無いと思います。そ

んな人達に可能な限りのチャンスを準備することは非常に重要なことだと思います。

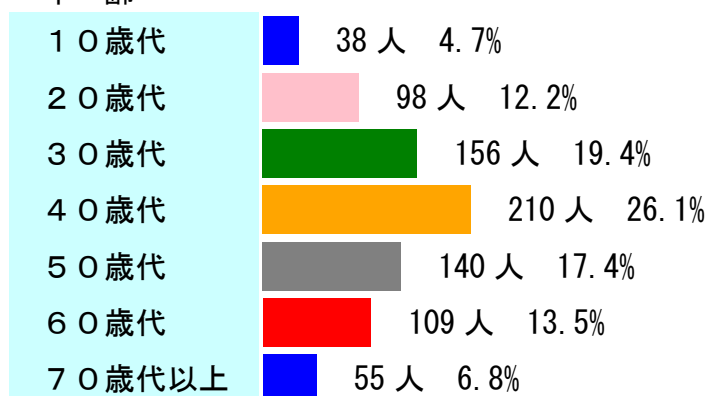
- ・ 現在66歳になって、今まで英語、儒学、商学、剣術などの習得が不足しているように思って勉強しようと個人的に考えます。夜間中学の対象、要望、悩みなど書籍を調べてみたいと思います。そのような情報発信をできるだけ検討してください。
- ・ 米子市でNPO法人西部ろうあ仲間サロン会には多くの高齢聴覚障がい者が集まり、取り組みをしていますが、「学びたい」意欲が大変強く、通年の取り組みの半分は教養講座です。対象者全てと言ってもいいくらい、手話での教育を禁止されていた世代で、十分な教育を受けることができていません。そのような方々への学ぶ権利の保障も重要だと日々感じています。ぜひ、気にとめていただきたいです。
- ・ 生涯学習の一環としてフリースクール施策を充実させ、フリースクールのシステムの中に中学資格コースというようなものを置き、早朝から日中に通えるとよい。

【属性】

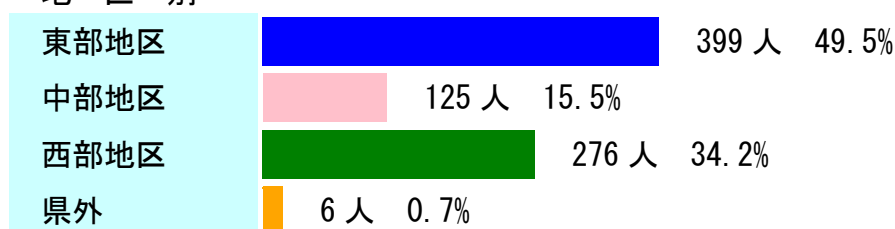
性別



年齢



地区別



(7) 「夜間中学等の調査研究に向けた実態把握のための追加のニーズ調査」(教育支援センターにおける聞き取り及び書面による調査)の結果について

「教育支援センターにおける聞き取り及び書面による調査」の結果は以下のとおり。県内各市町村の教育支援センターに本調査への協力依頼を行い、可能な範囲で支援員による児童生徒への聞き取り及び、保護者への書面によるアンケート調査を実施した。

(1) 調査概要

- ①調査の目的 不登校の児童生徒とその保護者のニーズを把握し、鳥取県における夜間中学設置にあたっての課題等を調査研究するための基礎資料とする。
- ②調査時期 平成31年3月
- ③調査対象 県内各市町村の教育支援センターに通う児童生徒及びその保護者
- ④調査方法 教育支援センターに協力を依頼し、それぞれの実態を鑑みて、可能な範囲で支援員による児童生徒への聞き取りと、書面での保護者へのアンケートを実施。
※児童生徒と保護者別々に実施しているので、重複がある。
※調査の実施については、それぞれの実態に鑑み、各教育支援センターの判断による。

(2) 調査結果

①質問項目

- 問1 夜間中学を知っていますか？
問2 夜間中学があったら通ってみたいと思いますか？
問3 それはなぜですか？
問4 夜間中学に期待することは何ですか？
問5 夜間中学に関する意見や希望を教えてください。

②回答数

児童生徒 25名(東部2 中部14 西部9)
保護者 14名(東部0 中部10 西部4)

【問1】 夜間中学を知っているか？

	児童生徒	保護者
1 知っている	7名	7名
2 知らない	18名	7名

【問2】 夜間中学があったら通ってみたい（通わせてみたい）と思うか？

	児童生徒	保護者
1 思う	8名 (東部1 中部3 西部4)	8名 (中部5 西部3)
2 思わない	10名 (東部1 中部4 西部5)	2名 (中部1 西部1)
3 わからない	7名 (東部0 中部7 西部0)	4名 (中部4 西部0)

【問3】 それはなぜか（主な意見を抜粋）

<通ってみたい（通わせてみたい）と思う>

（児童生徒）

- ・家にいるのではなく、通えるところがあるのなら。
- ・時間が短いから。
- ・自分が夜型だから。
- ・面白そう。
- ・他の学校よりも通いやすそう。

（保護者）

- ・不登校の子どもの居場所になる。
- ・集団になじめなくても、受け入れてもらえそう。
- ・テレビ放送で見た夜間中学では、色々な職業や、年齢の人との触れ合いがあった。
- ・現在通っている支援センターでは、自習で問題集や学校からもらう課題に取り組んでいるが、学校で授業を受けていないので、習っていない問題が解けない。
- ・昼間の大人数での学習は苦手なので、少人数で、静かな環境で授業を受けたい。

<通ってみたい（通わせてみたい）と思わない>

（児童生徒）

- ・夜は家にいたい。
- ・普通の学校生活がしたい。

（保護者）

- ・夜遅くなると、昼夜逆転になりやすくなるため。

【問4】夜間中学に期待することは（主な意見を抜粋）

（児童生徒）

- ・ 中学校卒業の資格。
- ・ 高校入学に向けた学力の習得。
- ・ 大学のような自由さ。
- ・ 自分の学年に相当する学習。
- ・ 少人数指導。
- ・ 個別対応。
- ・ 短い授業時間。
- ・ 苦手な教科を頑張りたい。
- ・ 静かな環境で勉強したい。
- ・ 様々な活動を体験できる場。

（保護者）

- ・ 中学校卒業の資格。
- ・ 高校入学に向けた学力の習得。
- ・ 少人数での個別対応。
- ・ 人と関わる場。
- ・ 様々な活動を体験できる場。
- ・ 学力保障。
- ・ 不登校の子が授業を受ける場。
- ・ 内申点などで不利にならず、希望の高校に行ける場。
- ・ 色々な年代の人がそれぞれのニーズに応じて学び直すことができる場。
- ・ 社会で生きる力を身に付けさせたい。
- ・ 人との交流が苦手なので、考慮してもらえる学校だったらよいと思う。

【問5】夜間中学に関する意見や希望（主な意見を抜粋）

（児童生徒）

- ・ 服装や身なりに厳しくない方がいい。
- ・ 休んでも、土日に振替の学習ができるといい。
- ・ 自宅から通いやすい場所、近くにあるといい。
- ・ 昼間に開設してほしい。
- ・ 遅い時間帯（21時から23時）。
- ・ 一人の生徒に対して一人の教師がつくのは難しいと思うが、生徒3人に対して一人の教師をつける。

（保護者）

- ・ 自転車やバスで通うことができる時間や場所。
- ・ 通学しやすい環境。
- ・ 時間帯は他の中学校と同じ昼間。
- ・ 中部地に開設してほしい。
- ・ 不登校の子供たちや、発達障がいのある子どもたちへのフォロー。
- ・ 18時から21時の時間帯で社会人対象に各中学校で開設。または、市内に2か所。
- ・ 教育支援センターで日中授業を受けられるようにし、中学校に通学するのと同じように、教科ごとで評価されるようにする。
- ・ 学校に行けなくても、勉強をしたい気持ちはあるので、授業を受けられる場を開設してほしい。

【 参 考 資 料 】

- (1) 夜間中学の概要について
- (2) 「学びの機会確保に向けたシンポジウム」における行政説明資料
- (3) 「夜間中学等の調査研究に向けた実態把握のためのニーズ調査」における調査用紙
- (4) 先進地視察の概要（表）

夜間中学の概要について

1 夜間中学の定義

夜間中学とは、公立中学校夜間学級の略称。便宜上、公立中学校夜間学級を「夜間学級」又は「夜間中学」と表記することがある。

※自主夜間中学（有志が公民館などで自主的に運営）はこれに含まれない。

2 夜間中学の経緯

(1) 開設のきっかけ

現在の6・3制の義務教育は、1947年に発足。このころは未だ戦後の混乱期であり、貧困などにより就学できない生徒が数多く存在。東京都や京都府の一部の中学校においては、学籍を有するにもかかわらず、貧困のために昼間は就労せざるを得ないことから、学校を長期にわたって欠席する生徒が増加。かかる状況を座視しえなくなり、昼間は就労している生徒のため、夕刻から夜間の授業を行う中学校が出現するに至った。

(2) 夜間中学の変遷

昭和30年頃には、設置数は80校以上を数えたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少し、平成29年度末では、8都府県25市区で31校が設置されている。近年は、日本国籍を有しない生徒が増加している（全体の約8割）。

また、文部科学省は、平成27年7月、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮などにより卒業した者で、中学校で学び直すことを希望する者について、夜間中学での受入れを可能とすることが適当であることを通知するとともに、平成28年9月には、不登校となっている学齢生徒の夜間中学での受入れが可能であることも示した。平成28年12月7日には、学齢期を経過した者であって小中学校等における就学の機会が提供されなかったもののうちに、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が超党派の議員連盟を中心に議員立法によって成立した。

3 夜間中学の目的

義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、外国籍の者などの、学び直しの場合として期待されている。

4 夜間中学の法令上の根拠等

(1) 夜間中学の法令上の根拠

市（特別区を含む。以下同じ）町村教育委員会から都道府県教育委員会への届出事項（学校教育法施行令25条）中に、「二部授業を行おうとするとき」（5号）が掲げられている。

→法令上は、市町村教育委員会の裁量により、二部授業を実施するかどうかについて決定できる仕組み。

(2) 夜間中学の学級編成及び教職員の措置

夜間学級を置く公立中学校の学級編成については、当該学校を設置する市町村教育委

員会が行うが、毎学年、あらかじめ、都道府県教育委員会と協議し、その同意を得なければならない。(公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律4条及び5条)

上記の学級編成に基づき、公立中学校の教職員定数が措置される場所、(同法6条ないし9条)、都道府県教育委員会が、公立中学校の教職員を任命する。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条)

(3) 国の財政的措置

国は、夜間学級を含む公立中学校の教職員給与費等について、義務教育費国庫負担法により、その実支出額の3分の1を負担する。

建物建築費については、上記の学級数等に応じて、義務教育諸学校施設費国庫負担法により、原則として3分の1を負担する。

5 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(抜粋) (議員立法 平成28年12月14日公布)

(1) 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等(第8条～第13条)

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める。

- ①全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- ②教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- ③不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- ④学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- ⑤学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

(2) 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等(第14条・第15条)

- ①地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる

※基本指針においては「全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置される」ことを目指し、文部科学省として、都道府県によるものも含め、夜間中学等の設置を促すとともに、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援等を推進することとしている。

- ②都道府県及び区域内の市町村は、①の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる。

6 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針(抜粋)

(平成29年3月31日文部科学大臣決定)

○夜間中学における受入れ対象

義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受け入れを図る。

行政説明

学びの機会確保に向けた鳥取県の取組

【学びの機会確保に向けたシンポジウム】

1 夜間中学とは

- 義務教育の段階における学び直し の場を確保するために設置される公立中学校夜間学級の略称。現在、8都府県に31校が設置されているが、鳥取県にはありません。
- 義務教育を修了しないまま学齢期を超過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、外国籍の方などの、学び直し の場として期待されている。

《夜間中学の対象者》

- ①戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超過した者
- ②本国において義務教育を修了していない外国籍の者
- ③不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者
- ④入学を希望する不登校となっている学齢生徒

2 鳥取県における対象者と対応状況

夜間中学の対象者	可能性のある対象者数	現在の対応状況
①戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超過した者	○県内未就学者【H22 国勢調査】 → <u>県：764人</u>	・各市町村の公民館等において、生涯学習の一貫として学習機会を提供している。
②本国において義務教育を修了していない外国籍の者	○「日本語クラス」受講者 (県国際交流財団 H29 実績) → <u>県：649人</u>	・専門通訳ボランティアを派遣したり、国際交流コーディネーターを配置したりしている。 ・日本語クラスを、東・中・西部の3箇所開設している。
③不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者	○中学校卒業者のうち、卒業後に進学や就職をしなかった生徒 H29年度 <u>県：56人</u> H28年度 <u>県：33人</u> H27年度 <u>県：35人</u>	・ハートフルスペースでの学習、個人での活動、同世代との交流、体験活動等に対する支援を行っている。 ・教育相談員等による訪問を行い、ハートフルスペースや関係機関につなぐための働きかけを行っている。 ※ハートフルスペースとは、義務教育修了後の不登校(傾向)、ひきこもりの心配がある青少年の学校復帰や社会参加・自立を支援する教育支援センターで、県内3箇所に設置されています。
④入学を希望する不登校となっている学齢生徒	○不登校生徒数 (H28年度末) ・90日以上欠席 → <u>県：294人</u> ・90日以上欠席のうち、出席日数10日以下 → <u>県：48人</u>	・市町村教育委員会が設置している教育支援センター(適応指導教室)が学習支援等を行っている。 ・家庭で過ごす生徒に対して担任等が家庭訪問を行い、学習支援を行っている。 ・フリースクールでの学習を行っている。

3 夜間中学等の設置に係る鳥取県の取組概要

時期	調査研究部会等	広報活動
H30. 3	○鳥取県教育審議会に 「夜間中学等調査研究部会」を設置決定 【役割】 夜間中学設置について、市町村教育委員会等と連携を図りながら、先進自治体への視察、ニーズ調査及び夜間中学設置に当たっての課題やその解消等に関する調査研究を行い、本県における夜間中学設置等の方向性を明確にする。	
H30. 5		○夜間中学等について県民へ周知 ・県教育委員会ホームページへ掲載 ○相談窓口の設置 ・県教育委員会小中学校課内に夜間中学に係る相談窓口を設置
H30. 6. 13	○第1回夜間中学等調査研究部会 ・夜間中学等の概要と現状の説明 ・夜間中学に関するニーズ調査の方向性等の検討	夜間中学に関する相談等を随時受け付ける
H30. 8～10	○夜間中学先進校視察（H30. 10. 16～17） ・調査研究部会の委員及び担当課等による先進校への視察 〔京都市立洛友中学校 尼崎市立成良中学校琴城分校〕	○夜間中学に関するニーズ調査（H30. 8. 24～11. 20） ・Web 調査及びはがきを通じた調査等 ○シンポジウム等の開催
H30. 11	○第1回夜間中学設置検討に係るワーキンググループ ・ニーズ調査結果の分析 ・先進校視察報告	・H30. 10. 27 に西部で、 10. 28 に東部で それぞれ開催
H30. 12	○第2回夜間中学等調査研究部会 ・ニーズ調査結果報告 ・先進校視察報告 ・夜間中学等の設置における課題等について協議	
H31. 2	○第2回夜間中学設置検討に係るワーキンググループ ・報告書の内容について検討 ・夜間中学等調査研究部会の継続等、平成31年度の取組等について協議	
H31. 2 中旬	○第3回夜間中学等調査研究部会 ・報告書の確認 ・今後の方向性について協議	

680-8790

料金受取人払郵便

鳥取局
承認

5920

差出有効期間
平成30年11月
30日まで

切手不要

鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県教育委員会事務局 小中学校課 行



以下の質問についてお答えください。

問1 あなたの年齢を教えてください

- () 10歳代 () 20歳代 () 30歳代
- () 40歳代 () 50歳代 () 60歳代以上

問2 現在お住いの住所と国籍を教えてください

() 市・町・村 / () 国籍

問3 あなたは、夜間中学を知っていますか?

- 1 知っている
- 2 知らない

よろしければ、裏面の質問にもお答えください。

「夜間中学」を知っていますか?

現在ある多くの夜間中学は、昼間の中学校と同じような形で、夜の時間帯に授業が行われています(昼間の時間帯での開校も制度的には可能です)。様々な理由により義務教育を修了できなかった人や、本国で義務教育を修了していない外国籍の人、また不登校等のために十分に学校に通えなかった人などの学び直し場です。また、現在不登校となっている生徒の受け入れも可能となっております。夜間中学が選択肢の1つとして増えました。

夜間中学に関するアンケート①

「夜間中学」の生活は...

→ニーズに応じ、様々な時間帯の夜間中学があります

夜間中学の例 A	夜間中学の例 B
17:25～ 学活 1時間目	13:30～ 学活 1時間目
17:30～ 1時間目	13:40～ 1時間目
18:10～ 休憩	14:40～ 2時間目
18:40～ 2時間目	15:40～ 3時間目
19:25～ 3時間目	16:35～ 4時間目
20:10～ 4時間目	17:00～ 4時間目
20:50～ 学活	17:30～ 5時間目
21:00頃 下校	17:40頃 下校

みなさんの声を お聞かせください

現在、夜間中学は8都府県に31校が設置されていますが、鳥取県にはありません。

夜間中学について、みなさんの御意見をお聞かせください。左のハガキを切り取り、アンケートに御記入の上、ポストに投函してください(切手を貼る必要はありません)。

アンケートの内容は、夜間中学等に採る教育施策の検討のみに利用しますので、個人が特定されたり、回答内容が他に漏れたり、他の目的に利用されることはありません。夜間中学設置等の調査研究のため、貴重な御意見とさせていただきます。



(文部科学省フラインヤー「夜間中学を、知っていますか?」より)

《ある夜間中学に通っている生徒(20代)の感想》

（ 昼間の中学校を形式的に卒業したものの、
実質的に学ぶことができなかった方 ）

Q 夜間中学に入学したきっかけは？

A 母が紹介してくれた。中学時代は休みがちであり、あまり学校に通えなかったが、もう一度中学校の勉強をして、高校に進学したかったため。

Q あなたにとって夜間中学とは？

A 貴重な経験ができる場、やり直しができる場。自分にとっては、高校に行くための第一歩であり、誰にとっても、一歩目になる場所。夜間中学を知らなかった、あるいは近くになくて通えなかったら、今とは全然生活が違っていたと思う。
(文部科学省フラーイヤー「夜間中学を、知っていますか?」より)

夜間中学についてもっと知りたいときは...

政府広報オンライン

「夜間中学」を知っていますか？

[URL] <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201601/1.html>



【お問い合わせ先】

鳥取県教育委員会事務局 小中学校課
〒680-8570

鳥取市東町一丁目271番地

電話: 0857-26-7935

FAX: 0857-26-8170

メール: shouchuugakkou@pref.tottori.lg.jp
URL: <https://www.pref.tottori.lg.jp/30029.htm>

夜間中学とは、夜の時間等に授業が行われる公立中学校の夜間学級のことをいいます。授業を受け、中学校課程を修了することで、中学校の卒業資格を得られます。

夜間中学は、以下の①～④の方を対象としています。

- 戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超過した方々
- 本国において義務教育を修了していない外国籍の方々
- 一度中学校を卒業したが、不登校等の理由により、実質的に十分な教育を受けていない方々
- 現在、何らかの理由で中学校に通えず、十分に学べていない方々

よろしければ、以下の質問について右欄にお答えください。

- 問4 あなたは、ご自分が上記の①～④に該当すると思いますか？
- 問5 あなたは、鳥取県に「夜間中学」があったら通ってみたいと思いますか？
- 問6 あなたが、夜間中学に期待することは何ですか？ (いくつでも)
- 問7 あなたが、最後に卒業された学校は、右の選択肢のうちどれですか？ (中退は卒業に含まれません)
- 問8 「夜間中学」に関する御意見や御希望をお書きください。例) 通いやすい時間帯、通いやすい場所等の御希望

～御協力ありがとうございました～

平成30年11月20日(火)
までにポストに投函してください。



左の質問について、記入または当てはまる選択肢に○をお付けください。

- 問4
- () ①に該当すると思う【→問5へ】
 - () ②に該当すると思う【→問5へ】
 - () ③に該当すると思う【→問5へ】
 - () ④に該当すると思う【→問5へ】
 - () どれも該当しないが、知り合いに①～④の該当者がいる【→問8へ】
 - () どれも該当しないし、知り合いにも該当者はいない【→問8へ】

- 問5
- 1 思う【→問6～8へ】
 - 2 思わない【→問7～8へ】
- 思わない理由

- 問6
- () 高校入学に向けた学力の習得
 - () 中学校の卒業資格の取得
 - () 読み書きの習得
 - () 特にない
 - () その他

- 問7
- () 小学校 () 中学校
 - () 高等学校 () 大学(大学院)
 - () その他
 - () 学校へ行っていない

- 問8
- 夜間中学について、御意見をお聞かせください。
- () 必要である () 他の施策を充実させた方がいい
その他、御希望等あればお書きください。

6 8 0 - 8 7 9 0

料金受取人払郵便

鳥取局
承認

5920

差出有効期間
平成30年11月
30日まで

鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県教育委員会事務局

小中学校課 行

切手不要



できましたら、お子様にお答えいただきか、保護者の方とお子様で相談してお答えください。

問1 お答えになっておられるのはどなたですか？

- () お子様本人
- () 保護者の方
- () お子様と保護者の方が相談して

問2 現在お住いの住所を教えてください

() 市・町・村

問3 あなたは、夜間中学を知っていますか？

- 1 知っている
- 2 知らない

よろしければ、裏面の質問にもお答えください。

「夜間中学」を知っていますか？

夜間中学に関するアンケート②

現在ある多くの夜間中学は、昼間の中学校と同じような形で、夜の時間帯に授業が行われています（昼間の時間帯での開校も制度的には可能です）。様々な理由により義務教育を修了できない人々や、本国で義務教育を修了していない外国籍の人、また何らかの理由で十分に学校に通えなかった人などの学び直し場です。また、現在何らかの理由で学校に通えていない生徒の受け入れも可能となっております。

- ◆授業料は無償です。
- ◆週5日間、毎日授業があります。
- ◆昼間の中学校と同じ教科を勉強します。
- ◆教員免許を持っている先生が教えてくれます。
- ◆全ての課程を修了すれば中学校卒業となります。

みなさんの声をお聞かせください

現在、夜間中学は8都府県に31校が設置されていますが、鳥取県にはありません。

夜間中学について、みなさんの御意見を聞かせください。左のハガキを切り取り、アンケートに御記入の上、ポストに投函してください（切手を貼る必要はありません）。

アンケートの内容は、夜間中学等に採る教育施策の検討のみに利用しますので、個人が特定されたり、回答内容が他に漏れたり、他の目的に利用されることはありません。夜間中学設置等の調査研究のため、貴重な御意見とさせていただきます。

「夜間中学」の生活は...

→ニーズに応じ、様々な時間帯の夜間中学があります

A 夜間中学の例		B 夜間中学の例	
17:25～	学活 1時間目	13:30～	学活 1時間目
17:30～	18:10～	13:40～	14:40～
18:10～	休憩	14:40～	15:40～
18:40～	2時間目	15:40～	16:35～
19:25～	3時間目	16:35～	17:00～
20:10～	4時間目	17:00～	17:30～
20:50～	学活 下校	17:30～	17:40頃
21:00頃		17:40頃	下校



（文科科学省）「夜間中学」を知っていますか？

《ある夜間中学に通っている生徒(20代)の感想》

「昼間の中学校を形式的に卒業したものの、実質的に学ぶことができなかった方

Q 夜間中学に入学したきっかけは?

A 母が紹介してくれた。中学時代は休みがちであまり学校に通えなかったが、もう一度中学校の勉強をして、高校に進学したかったため。

Q あなたにとって夜間中学とは?

A 貴重な経験ができる場、やり直しができる場。自分にとって、高校に行くための第一歩であり、誰にとっても、一歩目になる場所。夜間中学を知らなかった、あるいは近づくに다くて通えなかったら、今とは全然生活が違っていたと思う。

(文部科学省フライヤー「夜間中学を知っていますか?」より)

夜間中学についてもっと知りたいときは...

政府広報オンライン

「夜間中学」を知っていますか?

[URL] <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201601/1.html>



【お問い合わせ先】

鳥取県教育委員会事務局 小中学校課

〒680-8570

鳥取市東町一丁目271番地

電話: 0857-26-7935

FAX: 0857-26-8170

メール: shouchuuugakkou@pref.tottori.lg.jp
URL: <https://www.pref.tottori.lg.jp/30029.htm>

夜間中学とは、夜の時間等に授業が行われる公立中学校の夜間学級のことを言います。授業を受け、中学校課程を修了することで、中学校の卒業資格を得られます。

夜間中学は、以下の①～④の方を対象としています。

- ①戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超過した方々
- ②本国において義務教育を修了していない外国籍の方々
- ③一度中学校を卒業したが、何らかの理由により、実質的に十分な教育を受けていない方々
- ④現在、何らかの理由で学校に通えず、十分に学べていない方々

よろしければ、以下の質問について右欄にお答えください。

問4-1 鳥取県に「夜間中学」があったら通ってみたい(通わせてみたい)と思えますか?

問4-2 問4-1で2・3・4と回答された方にお聞きします。それはなぜですか?

問5 夜間中学に期待することは何ですか?(いくつでも)

問6 「夜間中学」に関する御意見や御希望をお書きください(例) 通いやすい時間帯、通いやすい場所等の御希望

～御協力ありがとうございました～

平成30年11月20日(火)
までにポストに投函してください。



左の質問について、記入または当てはまる選択肢に○をお付けください。

- 問4-1
- 1 思う【→問5へ】
 - 2 思わない【→問4-2へ】
 - 3 通いたいが通えないと思う【→問4-2へ】
 - 4 通わせたいが通えないと思う【→問4-2へ】
 - 5 その他 _____
- 【→問5へ】

問4-2 問4-1で2・3・4と回答された方にお聞きします。それはなぜですか?

- 問5
- () 高校入学に向けた学力の習得
 - () 中学校の卒業資格の取得
 - () 読み書きの習得
 - () 特にない
 - () その他 _____

問6 「夜間中学」に関する御意見や御希望をお書きください。

料金受取人払郵便

鳥取局
承認

5920

差出有効期間
平成30年11月
30日まで

切手不要

680-8790

鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県教育委員会事務局 小中学校課 行



◆请回答以下问题。

1 请告知你的年龄

- () 10岁年龄段 () 20岁年龄段 () 30岁年龄段
- () 40岁年龄段 () 50岁年龄段 () 60岁年龄段

2 现在的住址以及国籍

() 市・町・村 / (国籍))

3 你知道初中夜校吗?

- 1 知道
- 2 不知道

◆请接着回答背面的问题。

你知道「初中夜校」吗?

目前很多的初中夜校与普通中学一样,只是在夜间的时间段进行同样的授课(白天的时间段在制度上可以开课)。由于种种原因没能修完义务教育课程、外国人没有正常参与学习日本义务教育课程或者由于某些原因没能正常上学需要重新补习学习内容都可以参加夜校的学习。另外学生由于出现不登校的问题,选择参加夜校学习的人也越来越多。

初中夜校的问卷调查

「初中夜校」的生活

→根据需求,夜校有各种对应的时间段

A例	B例
17:25~ 学级活动	13:30~ 学级活动
17:30~ 第一节课	13:40~ 第一节课
18:10~ 休息	14:40~ 第二节课
18:40~ 第二节课	15:40~ 第三节课
19:25~ 第三节课	16:35~ 第四节课
20:10~ 第四节课	17:00~ 第五节课
20:50~ 学级活动	17:30~ 学级活动
21:00左右 放学	17:40左右 放学

倾听大家的声音

目前全日本仅有8个都府县设置了31所初中夜校,鸟取县还未设立。

我们想就初中夜校的情况倾听大家宝贵的意见,请将左上方的卡片剪下,填写问卷并邮寄给我们(无需贴邮票)

问卷内容仅用于是否有必要开设初中夜校的参考,不会出现个人信息的泄露以及信息用于其他目的的情况。为了探讨夜校设置的必要性,请提供您宝贵的意见。



(出自文部科学省「翔计划」你知道初中夜校吗?)

《夜校学生（20岁左右）的感想》

（已完成普通初中的学习，但是没有好好学习）

Q 上夜校的契机是什么？

A 母亲介绍我去的，中学时候经常请假没有好好学习，所以希望重新学习初中的内容，考上高中。

Q 对你而言，初中夜校是一个什么样的学校？

A 可以获得难得经历的地方、可以重新再学习的地方。对自己来说，上高中是第一步，对任何人来说都有一个迈开第一步的地方。如果不知道初中夜校、亦或者是附近没有初中夜校，那我现在的的生活就是另一番景象了。

（出自文部科学省「飞翔计划」你知道初中夜校吗？¹⁾

关于初中夜校了解更多

政府宣传在线

你知道「初中夜校」吗？

[URL] <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201601/1.html>



【咨询】

鸟取县教育委员会事務局 中小学校课
〒680-8570

鸟取市东町一丁目2 7 1番地

电话：0857-26-7935

FAX：0857-26-8170

电子邮件：shouchuugakkou@pref.tottori.lg.jp

URL： <https://www.pref.tottori.lg.jp/30029.htm>

初中夜校指的是在夜晚进行公立中学教育的学校。接受教学课程学习后获得中学毕业证。

初中夜校以下①~④的人员为招生对象。

- ① 战后由于混乱，未完成义务教育超过学龄的人员
- ② 没有在自己国家完成义务教育的外国人
- ③ 虽然初中毕业，但由于不登校等原因未充分接受学校教育的人员。
- ④ 某些原因导致不能正常上学的人员

◆请在右边的部分回答以下问题。

- 4 你认为你符合上述①~④的情况吗？
- 5 如果鸟取县有「初中夜校」，你会去上吗？
- 6 你对初中夜校有什么期望？（可多选）
- 7 请从右边选择你最后毕业学校的情况？（中退不属于毕业）
- 8 请写下对「初中夜校」的意见以及期望。
例）容易上学的时间段、容易上学的地点等

~感谢您的大力合作~

2018年11月20日(周二)

之前通过邮寄提交。



◆请按照左边的问题进行回答或选择画○。

- 4 () 符合①【▶回答第5问】
() 符合②【▶回答第5问】
() 符合③【▶回答第5问】
() 符合④【▶回答第5问】
() 没有符合项目，朋友当中有符合①~④【▶回答第8问】
() 没有符合项目，朋友当中也没有符合上述内容的【▶回答第8问】

- 5 1 会去上夜校【▶回答第6~8问】
2 不会去上夜校【▶回答第7~8问】
→不会去上夜校的理由是

- 6 () 培养进入高中学习的学习基础
() 获得初中毕业证
() 掌握读写能力
() 没有特别理由
() 其他 _____

- 7 () 小学 () 中学
() 高中 () 大学(大学院)
() 其他 _____
() 没上过学

- 8 请写下对「初中夜校」的相关意见以及期望。

料金受取人払郵便

鳥取局
承認

5920

差出有効期間
平成30年11月
30日まで

切手不要

680-8790

鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県教育委員会事務局
小中学校課 行

〒680-8790 鳥取市東町一丁目271番地

◆아래 질문에 답변 부탁드립니다.

1 당신의 연령은?

- () 10대 () 20대 () 30대
- () 40대 () 50대 () 60대 이상

2 현재 거주지 및 국적

() 시·정·촌 / (국적)

3 「야간중학」을 알고 계신가요?

- 1 알고있음
- 2 모름

◆뒷면 질문에도 답변 부탁드립니다.

「야간중학」을 알고 계십니까?

「야간중학」관련 설문조사

현재 개설되어 있는 다수의 야간중학은 주간의 중학교와 동일한 형태로 저녁 시간대에 수업이 이루어지고 있습니다. (주간 시간대 운영도 제도적으로는 가능합니다) 여러 사정으로 의무교육을 마치지 못한 일본국적 분 외에도, 본국에서 의무교육을 마치지 못했거나 졸업은 했으나 다시 한번 배움의 기회를 얻고자 하는 외국국적 분을 대상으로 하고 있습니다. 더불어 현재 등교거부 등으로 주간 학교를 다니지 못하는 중학생들을 위한 대안학교로도 이용가능합니다.

- ◆무상수업
- ◆주 5일제 수업
- ◆주간 중학교와 동일한 교과 학습
- ◆교원면허 보유 교사에 의한 수업
- ◆전 과정 수료 시, 중학교 졸업 인정

여러분의 의견을 들려주세요!

현재 dot리현을 제외한 8개 도부현에 31개의 「야간중학」이 개설되어 있습니다.

「야간중학」에 대한 여러분의 의견을 들려주시기 바랍니다. 왼쪽 설문조사에 기입 후, 정션을 따라 자른 영서를 우편으로 송부해 주시기 바랍니다. (우표 불필요)

설문조사 내용은 「야간중학」 관련 교육정책 검토 용도로만 이용되며, 개인 식별 및 답변내용 누설 등의 염려는 없습니다.

「야간중학」 설치 등의 조사연구를 위한 여러분의 귀한 의견 부탁드립니다.

「야간중학」 생활

→수강생의 요구에 따른 다양한 시간대

예1) A 야간중학	예2) B 야간중학
17 : 25~ 학습활동	13 : 30~ 학습활동
17 : 30~ 1교시	13 : 40~ 1교시
18 : 10~ 휴식	14 : 40~ 2교시
18 : 40~ 2교시	15 : 40~ 3교시
19 : 25~ 3교시	16 : 35~ 4교시
20 : 10~ 4교시	17 : 00~ 5교시
20 : 50~ 학습활동	17 : 30~ 학습활동
21 : 00경 하교	17 : 40경 하교



문부과학성 홍보물 「야간중학」을 알고 계십니까? 중

《「야간중학」에 재학생인 학생(20대) 사례》

(주간 중학교를 졸업했으나 충분히 배우지 못한 케이스)

Q 「야간중학」에 입학하게 된 계기는?

A 엄마의 권유로, 중학교 시절, 학교를 잘 다니지 않았기에 다시 중학교 공부를 시작해 고등학교에 진학하고자.

Q 당신에게 있어 「야간중학」이란?

A 귀한 경험일 가능성이 재시작을 하게 해주는 곳, 저에게 있어선 고등학교 진학을 위한 첫걸음이며, 어느 누구에게나 첫걸음의 의미를 부여해주는 곳. 「야간중학」을 몰랐다면 혹은 근처에 없어서 다니지 못했다면 지금과는 전혀 다른 삶을 보내고 있었을 겁니다.

문부과학성 홍보물 「야간중학을 알고 계십니까?」중

「야간중학」에 대하여 더 자세히 알고 싶다면!!

정부홍보 온라인

「야간중학」을 알고 계십니까?

[URL] <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201601/1.html>



【문의처】

도토리현 교육위원회사무국 소·중학교과
〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地
전 화 : 0857-26-7935
F A X : 0857-26-8170
메 일 : shouchuugakkou@pref.tottori.lg.jp
U R L : <https://www.pref.tottori.lg.jp/30029.htm>

「야간중학」이란 저녁 시간대에 수업이 이루어지는 공립중학교의 야간학급으로, 과정 수료 시 중학교 졸업자격이 주어집니다.

■대상자 (외국국적 본도 해당)

- ①여러 사정으로 의무교육을 마치지 못하신 분
- ②중학교는 졸업하였으나 다시 한번 배움의 기회를 얻고자 하는 분
- ③현재 사정상 주간 학교를 다니지 못하는 분

◆이래 질문에 대한 답변을 오른쪽 란에 기입해 주시기 바랍니다.

- 4 당신은 위의 ①~③에 해당되시나요?
- 5 도토리현에 「야간중학」이 있다면 다녀볼 의향이 있습니까?
- 6 「야간중학」에 기대하고 있는 것은 무엇입니까? (복수응답 가능)
- 7 당신의 최종학력은? (중퇴 불포함)
- 8 「야간중학」과 관련된 의견 및 건의사항 예> 통학하기 쉬운 시간대 및 장소 등

~ 협조해 주셔서 감사합니다 ~

2018년 11월 20일(화)

까지 송부해 주시기 바랍니다.



◆왼쪽 질문에 대한 답변으로 해당되는 항목에 ○ 혹은 내용을 기입해 주세요.

- 4 () ①에 해당 【➡ 5】
() ②에 해당 【➡ 5】
() ③에 해당 【➡ 5】
() ①~③에 해당하는 지인 있음 【➡ 8】
() 해당사항 없음 【➡ 8】

- 5 1 있음 【➡ 6~8】
2 없음 【➡ 7~8】

—이유

- 6 () 고교입학을 위한 학습
() 중학교 졸업자격 취득
() 입기쓰기 습득
() 특별히 없음
() 기타 _____

- 7 () 초등학교 () 중학교
() 고등학교 () 대학교 (대학원)
() 기타 _____
() 취학경험 없음

- 8 「야간중학」과 관련된 의견 및 건의사항

6 8 0 8 7 9 0

料金受取人払郵便
鳥取局
承認
5920

差出有効期間
平成30年11月
30日まで

切手不要

鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県教育委員会事務局 小中学校課 行



◆Please answer the questions below :

Q1 Please indicate your age:

- () 10-19 () 20-29 () 30-39
() 40-49 () 50-59 () over 60

Q2 Which city, town, or village do you currently live in and what is your nationality?

() City/Town/Village
(Nationality:)

Q3 Did you know about the Junior High School Night School Program?

- 1 YES 2 NO

◆Please also fill out the back.

Please Cut Here

Do you know about the Junior High School Night School Program?

Many of the junior high school night schools cover basically the same content as daytime junior high schools, but classes are held in the evenings or at night. The program is geared towards those who have not completed their junior high school education for various reasons and foreigners who have not completed their junior high school education in their home countries. It is also possible for those who have graduated but had difficulty attending school and therefore have gaps in their education, as well as for current junior high school students who have difficulty attending school for various reasons to attend these schools.

- ◆Classes are free.
- ◆Classes are held 5 days a week.
- ◆The same material that is used during daytime junior high school classes is used to teach classes.
- ◆The classes are taught by licensed teachers.
- ◆If you complete all subjects, you will receive a junior high school graduation certificate.

Please let us know what you think!

Currently, there are only 31 junior high school night schools in 8 prefectures, and Tottori Prefecture does not have one. We would like to find out if there is a need for this program in our prefecture, and would like to ask for your help by filling out the attached postcard and sending it in to us. (Postage has already been paid, no stamp is necessary.)

The information gained from this survey will solely be used in order to determine the demand for a junior high school night school, and no other purpose, and any private information you give us will be kept confidential. We hope you will take the time to fill out this survey and assist us in this process.

Typical Schedule at a Junior High School Night School

→ There are various timetables depending on the needs of the students in the area.

Example Schedule (A)	Example Schedule (B)
17:25~ Homeroom	13:30~ Homeroom
17:30~ 1st Period	13:40~ 1st Period
18:10~ break	14:40~ 2nd Period
18:40~ 2nd Period	15:40~ 3rd Period
19:25~ 3rd Period	16:35~ 4th Period
20:10~ 4th Period	17:00~ 5th Period
20:50~ Homeroom	17:30~ Homeroom
School Ends Around 21:00	School Ends Around 17:40



«Voice of a student in her twenties currently attending a junior high school night school:»

She did graduate from junior high school but had gaps in her education because she was not able to attend school regularly.

Q : Why did you decide to attend the junior high school night school?

A : My mother recommended it. I was often unable to go to school when I was in junior high school. But I want to learn what I missed so I can go on to high school.

Q : What does the Junior High School Night Program mean to you?

A : An important opportunity to experience what I missed, a chance to start over. For me, it's the first step in getting a high school education. If I hadn't found out about the night school program, or if there was no night school located close enough for me to attend, my life right now would be completely different.

(taken from the MEXT flyer on the Junior High School Night Program)

To find out more about the Junior High School Night Program---

Government Online Information

“Do you know about the Junior High School Night School Program?”

[URL] <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201601/1.html>



[For More Information, Contact!]

The Elementary and Junior High School Division,
Tottori Prefectural Board of Education Secretariat
680-8670, Tottori-shi, Higashi-machi 1-271

Phone: 0857-26-7935

FAX: 0857-26-8170

Email: shouchuugakkou@pref.tottori.lg.jp

URL: <https://www.pref.tottori.lg.jp/30029.htm>

A junior high school night school is what we call a class that is part of a public junior high school with lessons being held during times other than during the standard school day. The same content is covered as in the daytime classes, and students can receive a graduation certificate upon completion.

The following people are eligible to attend the junior high school night school:

- ① Those who never finished junior high school due to the aftermath of World War II for various reasons.
- ② Those who are not Japanese citizens, who have not completed compulsory education in their home countries.
- ③ Those who have graduated from junior high school, but have gaps in their education because they were unable to attend school for various reasons.
- ④ Those who are currently junior high school students, but cannot attend school for various reasons.

◆ Please answer the following questions by writing your answers on the attached postcard.

- Q4 Do you think you are eligible to attend the junior high school night school?
- Q5 If Tottori Prefecture had such a program, do you think you would like to attend a night school?
- Q6 What would you want to gain from attending a night school? (mark all that apply)
- Q7 What is the highest level of education you have completed so far?
- Q8 Please write any comments or requests you have regarding the Junior High School Night School Program. (times that would make attendance possible for you, location requests, etc.)

~Thank you for your time.~

Please return the postcard by

**Tuesday,
November 20, 2018.**



◆ The questions are written on the left---please fill in your answers below. Write a circle inside the parenthesis in front of your answer.

- Q4 () Yes, I fall under ①. (Please Go To Q5)
- () Yes, I fall under ②. (Please Go To Q5)
- () Yes, I fall under ③. (Please Go To Q5)
- () Yes, I fall under ④. (Please Go To Q5)
- () No, but I know someone who is. (Please Go To Q8)
- () No, and I don't know of anyone who is. (Please Go To Q8)

- Q5 () YES. (Please Answer Q6~Q8)
- () NO. (Please Answer Q7~Q8)

Please let us know why you would choose not to attend a night school:

- Q6 () Academic ability to enter high school
- () Academic ability to receive a junior high school graduation certificate
- () Ability to read and write
- () Nothing specific
- () Other: _____

- Q7 () Elementary School () Junior High School
- () High School () University/Graduate School
- () Other: _____
- () I have not attended school.

- Q8 Please let us know of any comments or requests you have regarding the Junior High School Night School Program.

Please Cut Here

平成30年度及び令和元年度 夜間中等等調査研究に関する先進地視察結果について

<p>京都市立洛友中学校・京都市教育委員会 (平成30年10月16日、17日)</p>	<p>尼崎市立成長中学校琴城分校 (平成30年10月17日)</p>	<p>高知県 (平成31年4月24日、25日)</p>	<p>徳島県 (平成31年4月24日、25日)</p>	<p>川口市教育委員会・川口市立芝西中学校陽春分校 (令和元年7月9日)</p>
<p>・夜間中学として設置し、昼間部は後から追加した。午前からの登校が難しい生徒が通っている。昼間部は平成19年3月に不登校特例校に指定された。 (京都市内に、洛友中学とは別に、午前中から授業を行う不登校対応の学校がある。) ・京都市内に3部制(昼間、夜間、通信)の新しい高校を設置する予定である。</p>	<p>・昭和51年に24名の入学生でスタートし、以前は在日韓国人や中国人が多かったが、現在は新渡日の方が増加傾向にある。</p>	<p>・ニーズ調査を行い、平成29年度にまとめた。 ・平成30年度に追加のニーズ調査。 「世論調査」の中に夜間中学についてのリーフレット、質問を入れる。<u>無作為の3000人に配布し、1600人から回答。うち、42名が「興味がある」「通ってみたい」という回答。</u></p>	<p>・平成27年の「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方」(通知)を経て、ニーズ調査を開始し、義務教育の学び直しの場や、外国籍の方のニーズがあるところを。平成28年度に中学校の教員向けに調査。(全県ではない。)識字学級や国際交流団体に出向いて説明。その結果の中で「ニーズがある」と判断。</p>	<p>・平成28年の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律」成立以前から、県内に夜間中学設置に向けた動きはあったが、どの市町村も設置の意向はなく、県立中学校への併設等、県立で設置する案もあった。 ・川口市には以前から自主夜間中学があり、夜間中学設置を求める動きがあった。 ・平成29年に川口市長が川口市在住の外国人の多さや、中核市になることを鑑みて「作る」と決定した。「各県に1つ」という方針の上、現在他の市町村や県としての設置の動きはない。</p>
<p>・校長1名、教頭1名、教諭4名、養護教諭1名、常勤講師4名、非常勤講師8名、事務職員1名、他にスクールカウンセラー、母語支援員等を配置。 ・勤務時間(常勤の教員)：昼間部、夜間部とも全て同じ時間帯で勤務。 ・きめ細やかな対応をしていくには人員が不足しており、学生ボランティア等も活用して対応している。</p>	<p>・校長1名(本校と兼務)、教頭を含む教諭8名、加配(児童生徒支援)1名、校務員1名 ※養護教諭と事務職員は県に要望中(スクールヘルスリダーが年間35回配置) ・分校方式で生徒数が減っても教員定数は変わらないため、学校経営としては安定しているが、一定の人件費は常に必要。</p>	<p>・昼間の高校で1年間、人件費をのぞいて200万から300万を想定しているが詳細は不明。 ・「夜間中学体験」も含め、調査や広報活動等に係る費用は国の委託事業を活用。(設置を前提として260万程度)。</p>	<p>・県立なので、県が全ての費用を負担し、市町村の負担はない。 ・遠方から通う生徒への通学費の支援については検討中。 ・調査や広報等準備に係る費用は国の委託事業を活用。平成27年度、28年度は60万。本年度は250万程度。</p>	<p>・校舎設置については、2分の1を国が負担。 ・市外在住の者に対しては、生徒が住んでいる市町村が、生徒1人あたり年間8〜9万円を負担する。 ・校長(本校と兼務)1名、教頭1名、教諭15名(内、県費負担職員7名)、養護教諭1名、日本語支援2名、校務員1名、ALT1名 ・現在配置されている教員は、夜間中学での勤務を希望した者で、意欲的で職員集団としてまとまりがある。</p>
<p>・設置者は京都市 ・京都市では夜間中学の設置に向けた検討委員会を設置しているようだが、京都市の人口規模であるからこそ成立している仕組みであり、京都市内でも日本海側や中山間地では成り立たない可能性が高い。</p>	<p>・設置者は尼崎市 ・現在は車いすの生徒や高齢者が通いづらいこともあり、隣の旧小学校に移転予定(平成32年4月)。 ・車の免許を持たない人が多いため、公共交通機関で通える場所に設置する必要はある。ただ、この場所も夜はかなり暗くなるため、仮に学齢期の生徒が通うとなると防犯上の不安はある。</p>	<p>・今ある中学校の2部制、定時制高等学校への併設等、様々な案を検討中。 ・市町村で「やりたい」という自治体は現時点ではない。 ・高校の定時制への併設は難しい。高校の定時制からは、「中学校で苦勞をした子達の学力底上げに力を入れていく。」併設にすると、中高一貫でそのまま定時制高校へ進学というイメージにつながることを懸念している。」という意見があった。 ・設置主体・設置地域については未定。今のところ県内1カ所。公共交通機関は発達しておらず、高知駅付近なら午後9時くらいまで明るい。</p>	<p>・県立中央高校への併設を決定 立地面：駅が近く、周りに4つの高校があり、交通の利便性が良い。 学校運営：中央高校は昼間部、夜間部の定時制、通信制も持つ学校があり、夜間中学の運営ノウハウがある。 ・徳島での「学び直しの起点」として位置づけに行く。 ・現在ある高等学校の施設に併設し、中学校設立のための施設改修も検討中。可能なら中学と高校のエリアを分けたい。</p>	<p>・川口市立芝西中学校の分校。 ・現在は統合された高校の校舎を使用しているが、新校舎を建設予定であり、バリアフリー等、最新の設備を計画している。現在の場所は、廃校になった学校の跡地であり、土地は川口市のものである。複合施設とすると、補助の対象にならないため、夜間中学だけのための校舎とする。芝西中学校本校と同じ敷地内ではない。</p>
<p>・<u>昼間部生徒(不登校経験者)と夜間部生徒(高齢者、外国籍の方、形式卒業者)が学び合う全国唯一の学校。</u> 生徒数：昼間部19名、夜間部24名 (日々の出席者は昼間部10人程度、夜間部15人程度) ＜実態＞ ・夜間部は高齢者が多い。 ・夜間部のニーズは減ってきている。 ・外国籍の方はロコミで入学する方が多い。</p>	<p>・入学対象者は義務教育の年齢を超えた人であり、<u>学齢期の生徒は対象外。</u> ・入学希望者は3年前から試験的に入学を認め、現在は2名在籍。市教委が面談し、入学を決定している。 ・外国籍の方の入学希望者は、ほとんどがロコミによる。</p>	<p>・全てのニーズに対応するのは難しい。 ・学齢期の不登校生徒の入学については慎重な検討が必要。不登校生徒の保護者からの問い合わせはあるが、保護者の行かせたい、という思いと、本人の行きたいという思いは必ずしも合致していない。不登校生徒については、<u>多くの市町村に地教委が運営する「教育研究所」があり、支援している。</u> ・過卒の引きこもりの方に対しては、「若者サポートステーション」がある。 ・外国籍の方で農業での就労者は増えてきてはいるが、実際の入学希望者数は未知。日本語を教える機関はない。 ・識字学級は若干あるが、通う人は少ない。</p>	<p>・はつきりと決まっていない。 ・学齢期の不登校生徒の入学については慎重な検討が必要。全市町村にそれぞれの地教委が運営する支援教室があり、基本的にはそちらで支援をしていく予定。 ・外国籍の方のニーズが「中学校の教育課程終了」のなのか、「日本語」なのか未知。また、その数も未知。県内に国際交流や、外国の方の支援の団体はある。 ・対象は、時代とともにかわっていきと捉えている。</p>	<p>・埼玉県全域を対象とする。 ・学齢期の不登校生徒は対象にしていない。学齢期の生徒には本来行くべき中学校があり、適応指導教室等もある。 ・今後ニーズも変化してくと捉えているので、変わってくるかもしれない。 ・入学者の選抜については、基本的に本人が希望すれば受け入れる。面接で「学び直したい」「学びたい」という意思を確認した。 ・2019年5月6日現在生徒数1年47名、3年31名計78名(内訳) 市内45名、他市33名 日本国籍30名、外国籍48名</p>
<p>・一度転入学すると、京都市内の別の中学校には転校できない仕組みとなっている。 ・5、6校時に昼間部生徒と夜間部生徒が一緒に授業を受ける交流・合同授業を実施。</p>	<p>・外国籍の方に配慮し「国語」ではなく「日本語指導」という教科名を使用している。</p>	<p>・朝倉夜間学校という公設民営の夜間中学が以前からあるが、来たい人が来たい時に来て、学びたいことを教えてもらう感じ。 ・9月を目安に設置場所、主体等を確定。その後、実際の入学希望者について調査を行う。</p>	<p>・給食は行なわない。食べられる環境を整える。他の県立中学校も弁当を外部委託。 ・12月にシンポジウムを開催予定。そこまでは、詳細な計画を詰めていきたい。</p>	<p>・様々なニーズに応えるような教育課程を組んでおり、必要であれば小学校の内容も学べる。 ・日本語指導については、加配があり、取り出し指導を行っている。</p>